

紀の川慈尊院地区堤防整備 景観検討委員会

慈尊院地区の堤防整備における景観検討について  
(参考資料)

平成31年3月4日

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

1. 紀の川の概要  
1.1. 流域の概要

○紀の川は、日本最多雨地帯の大台ヶ原を水源として、紀伊半島の中央部を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、貴志川等を含わせ紀伊平野を経たのち、紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長 136km、流域面積 1,750km<sup>2</sup>、流域内人口約 67 万人の一級河川である。

○上流部から中流部では古くから林業・農業が、下流部の和歌山市周辺の臨海工業地帯は重化学工業を含む商工業地帯で鉄鋼、化学、織物工業が盛んであり、和歌山市に流域内人口・資産の約半分が集中。

○中流部の狭窄部に農業用の取水堰（岩出頭首工、藤崎頭首工、小田頭首工）が存在すると共に、堤防未整備箇所が多く存在。

■下流部の状況



■中流部の状況(藤崎頭首工付近)



■流域図

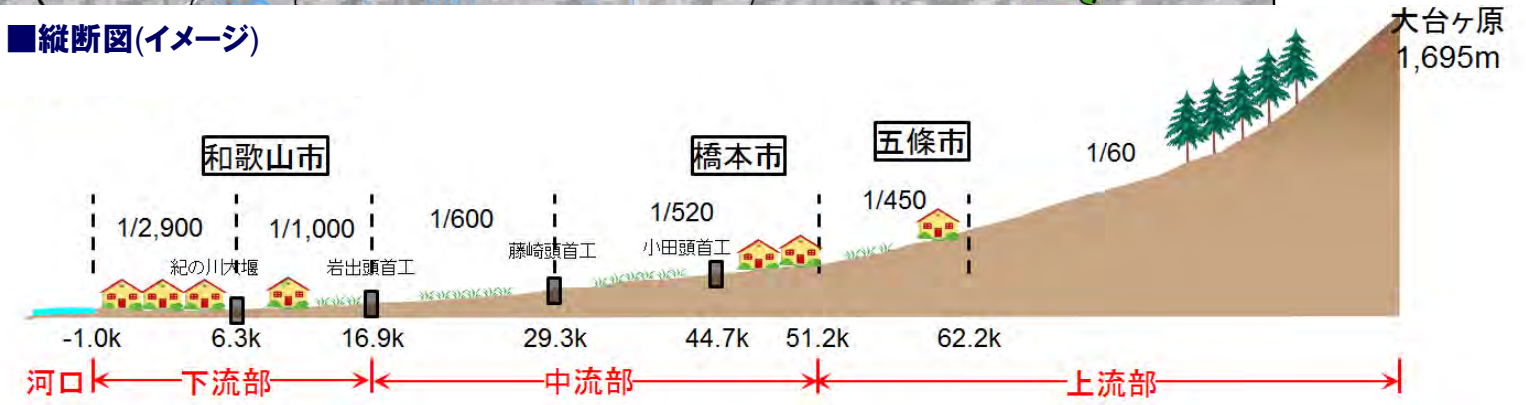


— : 紀の川流域の境界	— : 堰
□ : 国管理区間	▲ : ダム
— : 県境界	■ : 基準地点
— : 市町村境界	□ : 主要地点
— : JR	— : 南海電鉄、京奈和自動車道 国道24号

主な産業

<p>織物工業</p> <p>橋本市 九度山町</p> <p>パイル織物 橋本市HPより</p>	<p>農業</p> <p>紀の川 九度山町</p> <p>くどやま 九度山地先の田畑</p>
<p>工業</p> <p>和歌山市 紀の川</p> <p>臨海工業地帯 Google mapより</p>	<p>観光関連業</p> <p>和歌山城 和歌山市観光協会HPより</p>

■縦断図(イメージ)



1.2. 過去の災害実績

○昭和28年9月の台風13号、昭和34年9月の伊勢湾台風【戦後最大洪水（船戸地点 <sup>ふなと</sup>7,650m<sup>3</sup>/s）】による洪水により、紀の川市域、かつらぎ町域、橋本市域で堤防が決壊し甚大な被害が発生  
 ○近年、平成23年9月（台風12号）、平成25年9月（台風18号）でも、大きな浸水被害が発生

■既往洪水の概要

発生日	原因	洪水流量 (m <sup>3</sup> /s) 船戸地点	被害の状況
昭和28年9月25日	台風13号	7,360※	家屋全半壊1,546戸 床上浸水4,035戸 床下浸水7,473戸
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	7,650※	家屋全半壊347戸 床上浸水3,180戸 床下浸水1,917戸
昭和40年9月17日	台風24号	4,866※	床上浸水398戸 床下浸水3,588戸
昭和47年9月17日	台風20号	5,876※	床上浸水22戸 床下浸水2,362戸
昭和57年8月2日	台風10号及び台風9号くずれ低気圧	5,810	床上浸水91戸 床下浸水1,458戸
平成2年9月20日	台風19号	6,379	家屋全半壊8戸 床上浸水98戸 床下浸水202戸
平成23年9月4日	台風12号	5,140	浸水戸数103戸
平成25年9月16日	台風18号	5,472	床上浸水12戸 床下浸水39戸

出典：和歌山県災害史、水害統計

※流出計算による推定流量

■S28年台風13号洪水 <sup>おうづ</sup>麻生津地区の被害状況



- ・戦後2番目の流量が発生
- ・本川および貴志川の数ヶ所で破堤氾濫が発生。
- ・橋本市、岩出市、和歌山市などの紀の川中下流部で特に大きな被害が発生

■S34年伊勢湾台風洪水 <sup>おおやぶ</sup>和歌山市南海橋の被害状況



- ・戦後最大の流量が発生
- ・紀の川上流の大台ヶ原等の山岳地帯に降雨が集中し、本川の複数箇所で破堤氾濫と溢水氾濫が発生。
- ・紀の川上流部を中心に大きな被害が発生

■H25年9月台風18号洪水 <sup>おおやぶ</sup>かつらぎ町大藪地区の被害状況



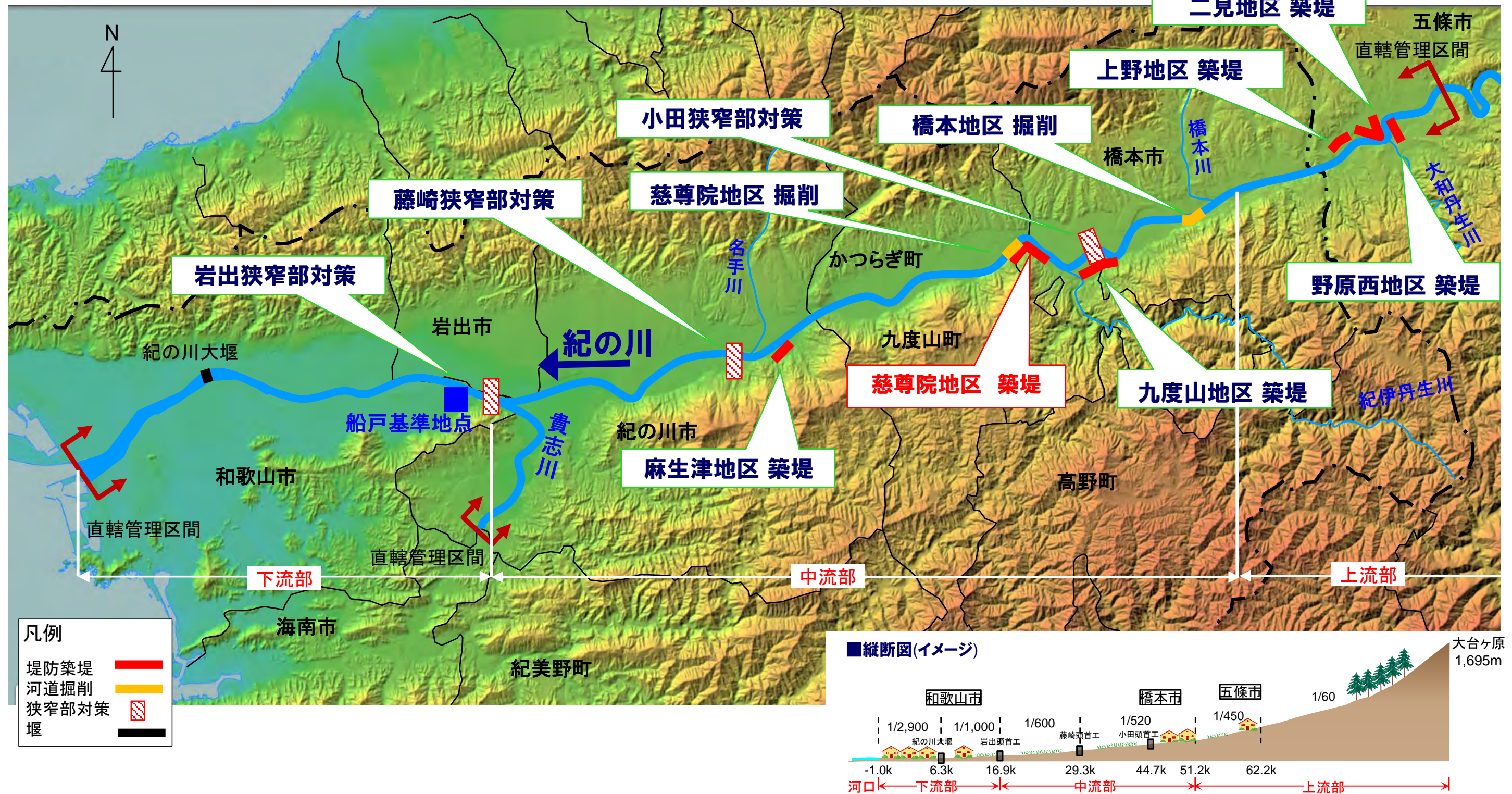
- ・近10ヶ年で最大の流量が発生
- ・紀の川三谷地点で氾濫危険水位を超過したため、かつらぎ町大藪地区にて内水被害が発生

1.3. 河川整備計画の主な事業内容

○平成 24 年 12 月に策定した紀の川水系河川整備計画に定める河川整備により、戦後最大洪水である昭和 34 年 9 月洪水（伊勢湾台風）規模の流量（船戸基準点 8,500m<sup>3</sup>/s）を安全に流下させるため、河川整備を実施し、流下能力を確保する。

○紀の川中上流部では、点在する堤防未整備箇所、土砂堆積等による流下能力不足箇所の対策、農業用の取水堰（岩出頭首工、藤崎頭首工、小田頭首工）の存在を踏まえ、狭窄部対策を実施し浸水被害を軽減する。

■事業内容

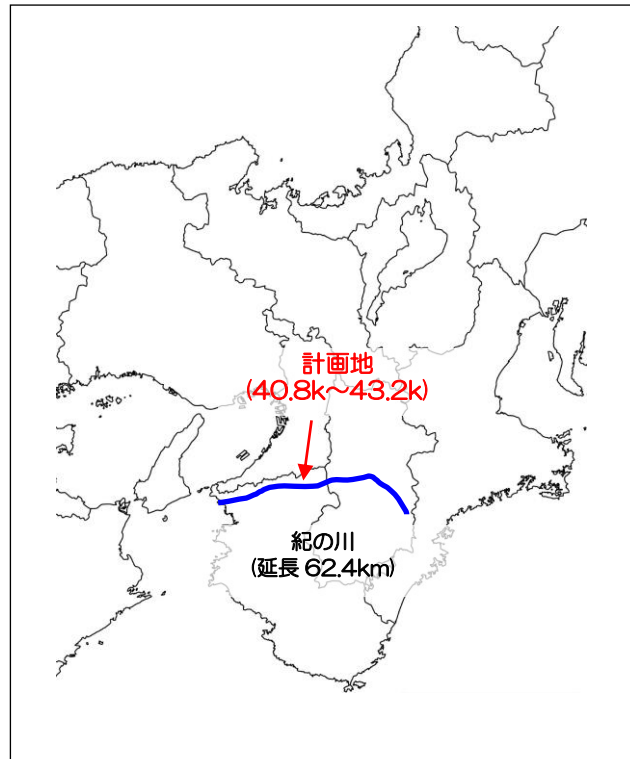


2. 堤防整備事業の概要

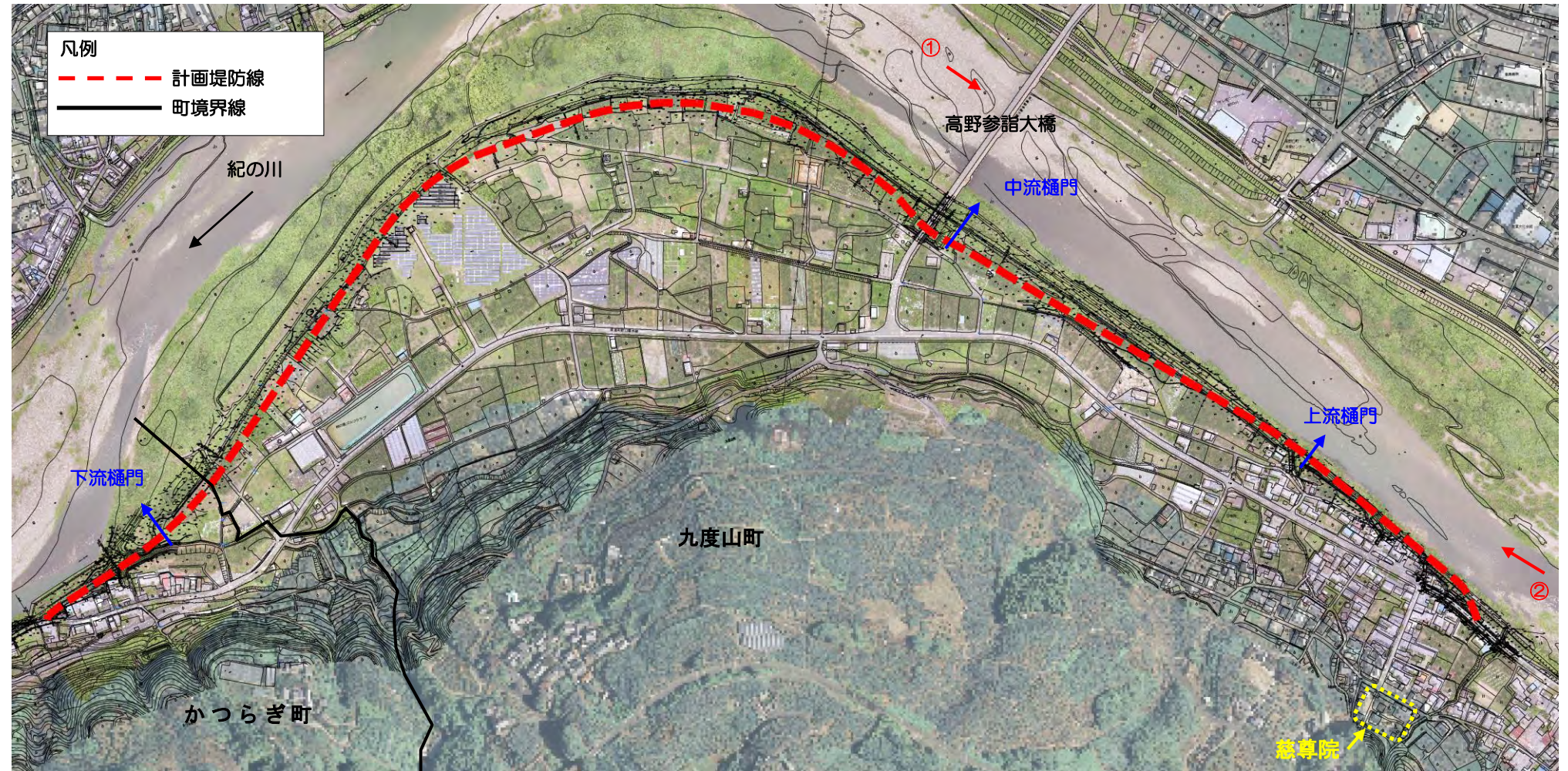
2.1. 計画地について

紀の川の管理延長は62.4kmあり、計画地は、河口から40.8k付近～43.2k付近の和歌山県伊都郡九度山町地先の無堤防区間となっている。紀の川慈尊院地区の堤防整備では、本計画地に河川堤防(約L=2.4km)の整備を行うものである。

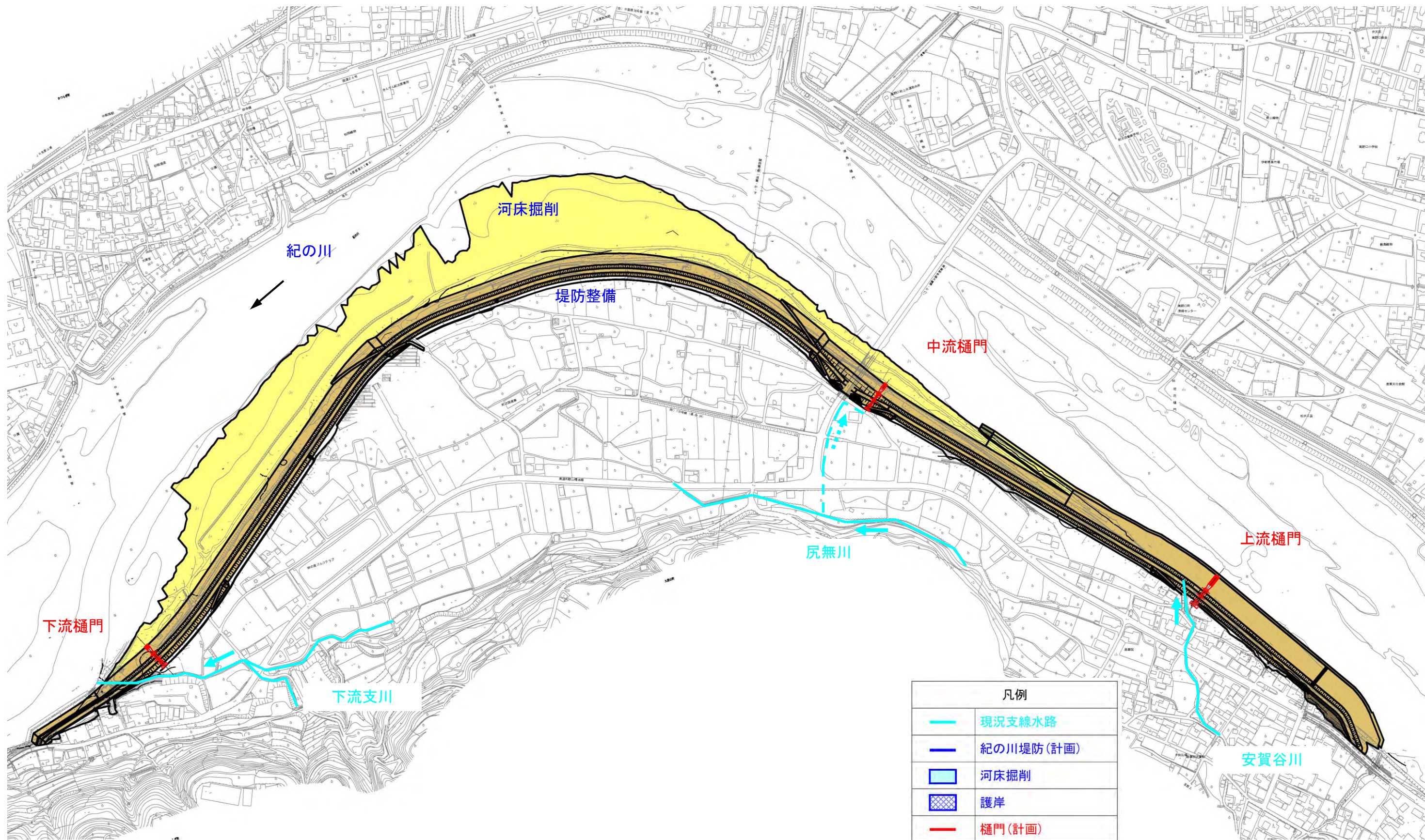
位置図



平面図

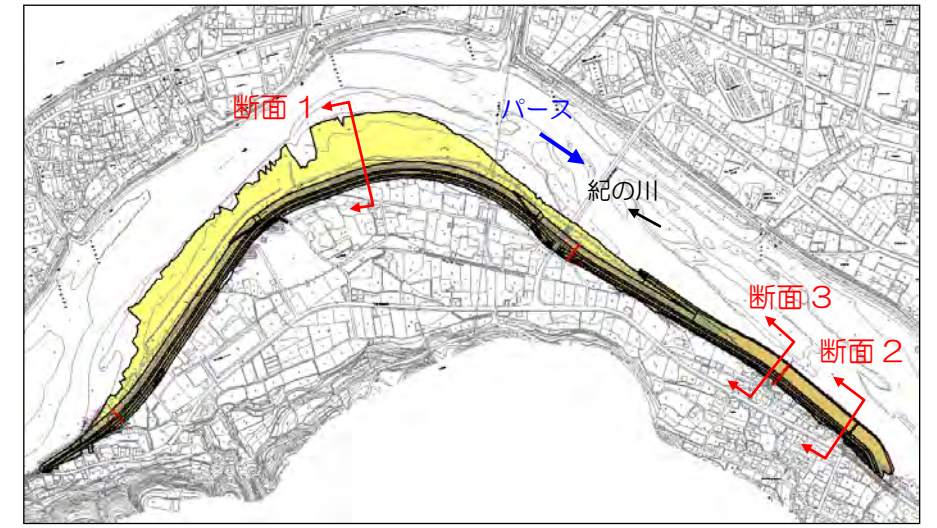


2.2. 堤防計画について

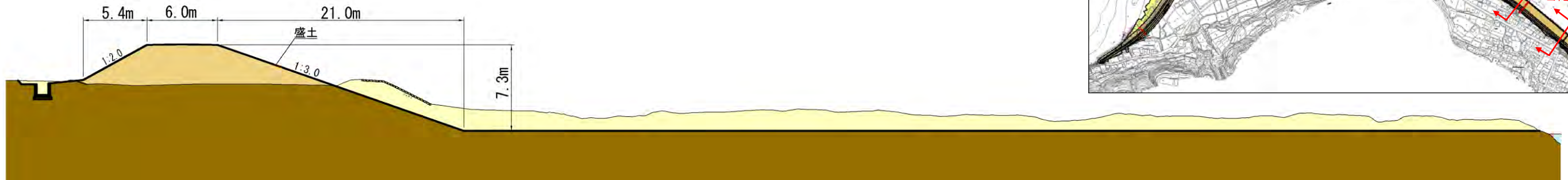


(1) 堤防一般断面図

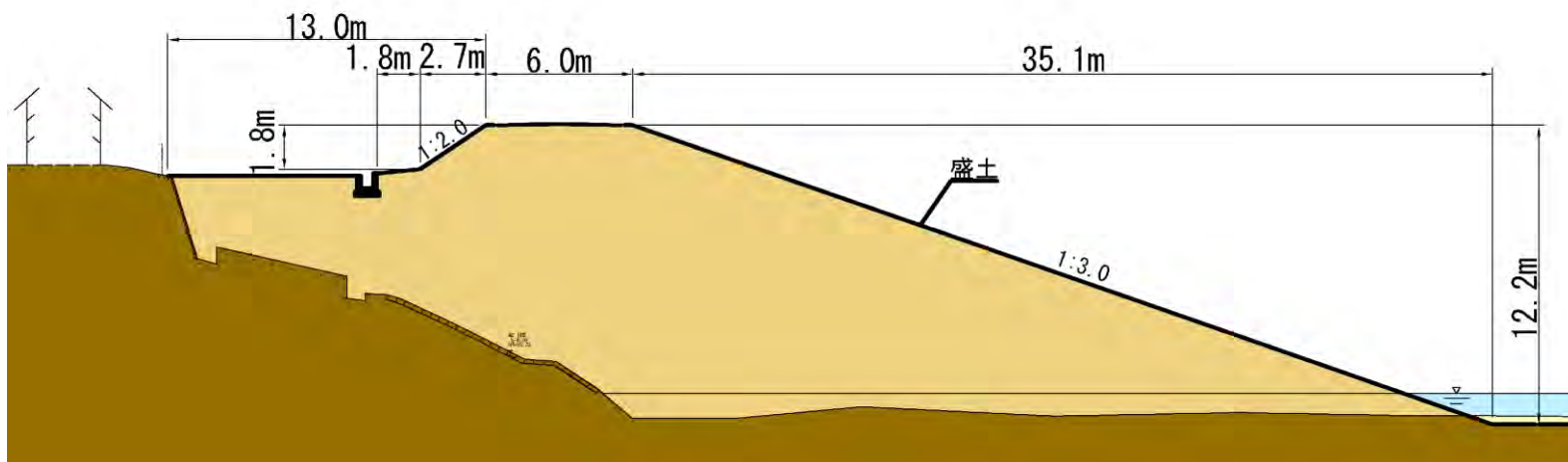
堤防は基本的に盛土により行うが、中下流については、河積を確保するために、平水位より上(常時は陸地の部分)を河床掘削する計画である。



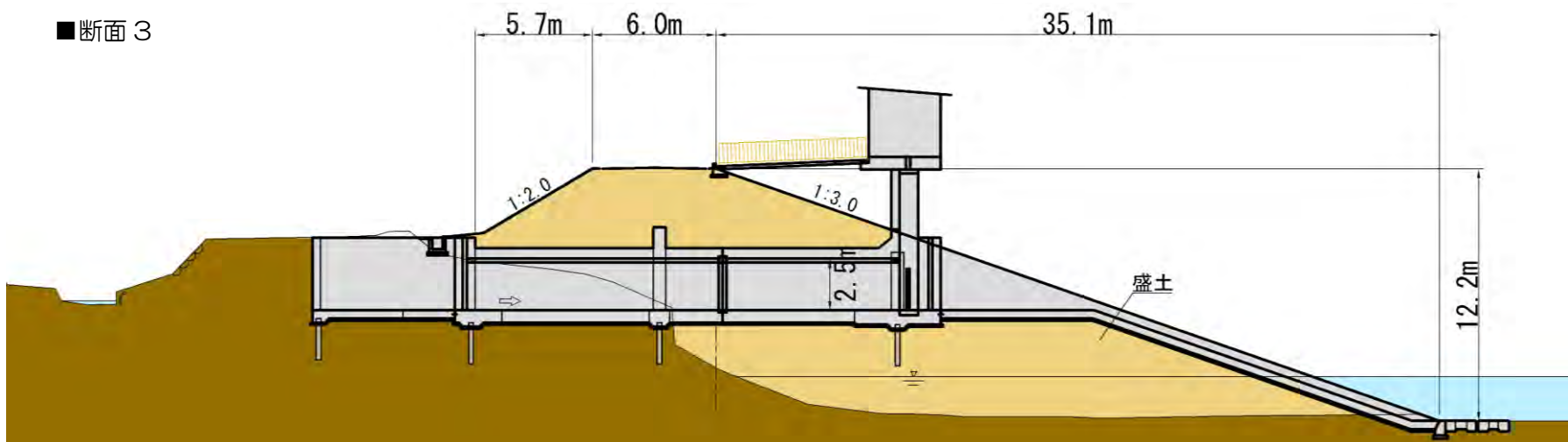
■断面1



■断面2



■断面3

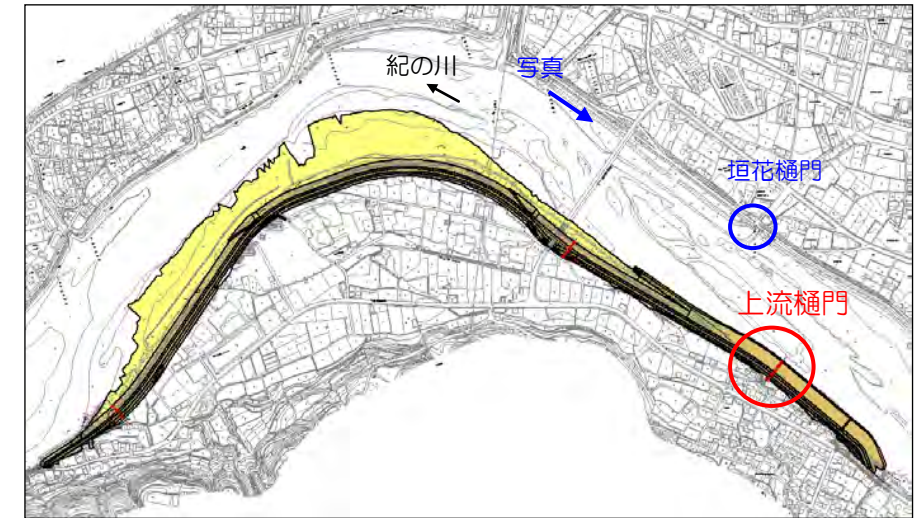
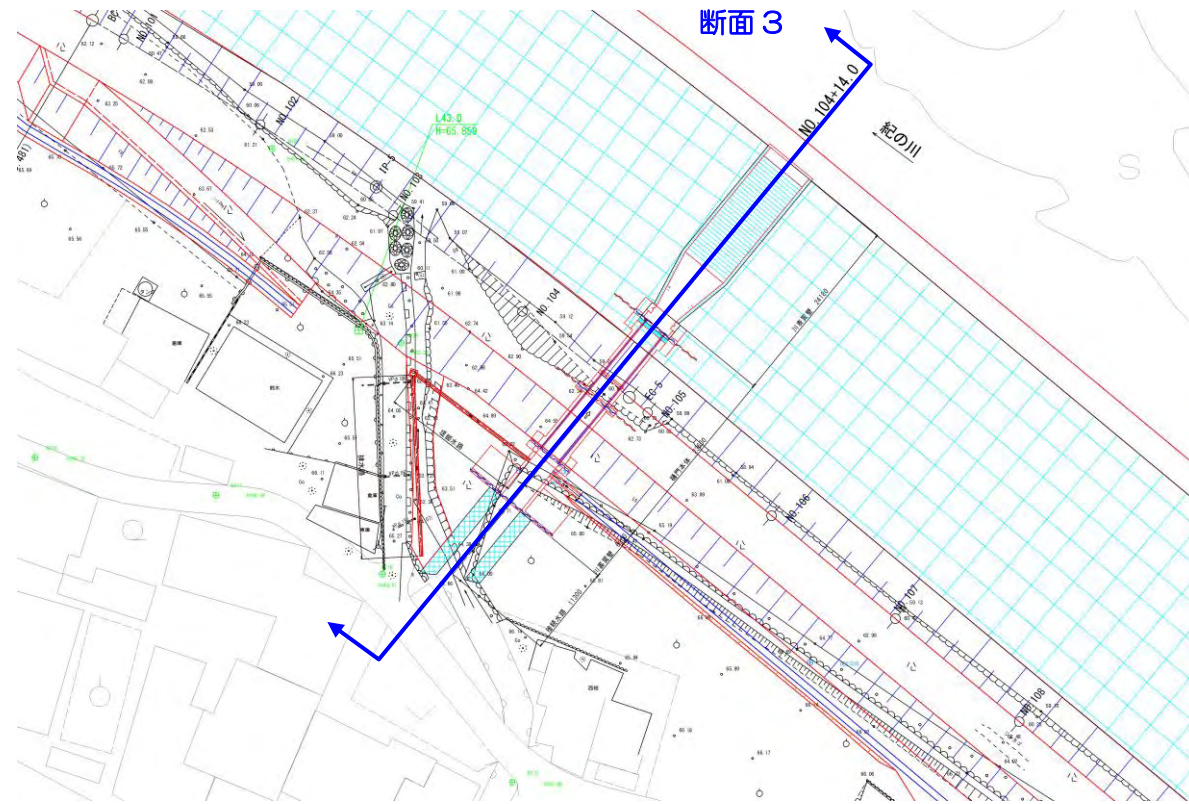


凡例	
	計画堤防線
	堤防盛土
	河床掘削
	現況地盤
	河川

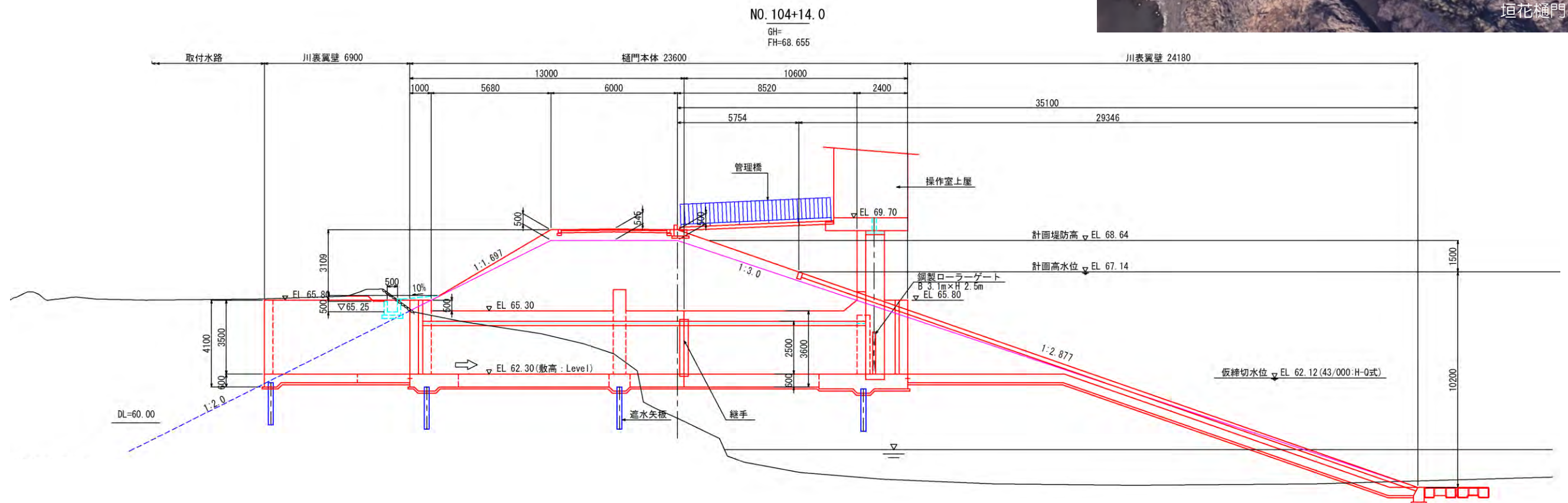
(2) 樋門部断面図(上流樋門)

慈尊院地区の堤防整備においては、3箇所樋門を設置する計画であるが、この内、バッファゾーンの下流端部にあたる安賀谷川についても樋門を設置する計画である。

■上流樋門平面図



■断面3





### 3. 「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」について

#### 3.1. 背景と位置付け

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)平成21年4月1日」において、直轄事業における景観検討の基本方針が示されている。この中で、世界遺産に係わる事業については、「重点検討事業」に位置づけられており、慈尊院地区についても「重点検討事業」に位置づけられている。

基本方針(案)では、「重点検討事業」における景観検討の進め方について、以下のように示されている。

第5章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。また、事業完了後は事後評価を実施するものとする。

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」P.3より

#### 3.2. 考慮すべき景観ガイドライン等

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」における景観検討時に考慮すべきガイドラインとして以下の基準類が挙げられている。この内、慈尊院地区において該当する“河川景観を検討する上で配慮すべき基準類”としては、③河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」、⑩その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等が該当する。

【景観ガイドライン等】「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」P.1より

- ① 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
- ② 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
- ③ 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
- ④ 砂防関係事業における景観形成ガイドライン
- ⑤ 「海岸景観形成ガイドライン」
- ⑥ 道路デザイン指針（案）
- ⑦ 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
- ⑧ 「港湾景観形成ガイドライン」
- ⑨ 「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」
- ⑩ その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等

「⑩その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等」については、以下の基準類がある。

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」 和歌山県保存管理計画(分冊3)
- ・高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン ※和歌山県景観条例関連
- ・九度山町高野参詣道周辺景観保護条例

#### 3.3. 「重点検討事業」における検討体制

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」では、「重点検討事業」の景観における検討体制として、以下のように規定している。

事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。

慈尊院地区の景観検討体制については、以下の学識経験者(景観アドバイザー)、関係地方公共団体(和歌山県、九度山町)を含めた景観検討委員会を設置し、景観整備計画を策定する。

構成	氏名	所属
学識経験者等	佐久間 康富	和歌山大学 システム工学部 システム工学科 環境デザインメジャー 准教授
	下村 泰彦	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科人間社会学部 教授
	永瀬 節治	和歌山大学 観光学部 観光学科 准教授
	辻林 浩	和歌山県 世界遺産センター センター長
地方公共団体	伊藤 敏起	和歌山県 県土整備部 都市住宅局都市政策課 課長
	釜谷 典男	九度山町役場 建設課 課長

#### 3.4. 「景観整備方針」の取りまとめ

景観検討委員会では、国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」に基づく「景観整備方針」をとりまとめる。

「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（重点検討事業版）」を取りまとめる。「景観整備方針（重点検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

#### 3.5. 景観の予測・評価、及び景観の予測・評価結果の反映について

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」においては、景観整備方針（重点検討事業版）」をとりまとめるとともに、景観の予測・評価する。

【景観の予測・評価の方法】

景観の予測・評価の手法については、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法がある。慈尊院地区では、3Dモデルを作成して自由な視点場から周辺の景観を含めた堤防を立体的に表現する資料が作成可能であり、これらを用いて景観の予測・評価を行う。

4. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

4.1. 概要

古来より紀伊山地の山々は、自然崇拜に根ざした神道、中国より伝来した仏教、その両者が結びついた修験道など、多様な信仰のもと神仏の霊場として崇められ、そこへと向かう道は参詣道として利用されてきた。これら紀伊山地の文化的景観が後生に残すべき人類の財産であるとして、2004年7月「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録された。「紀伊山地の霊場と参詣道」は、和歌山県、奈良県、三重県にまたがる3つの霊場（吉野大峰、熊野三山、高野山）と参詣道（大峰奥駈道、熊野参詣道、高野参詣道）で構成される。計画地周辺においては、慈尊院、高野山町石道、丹生官省符神社がある。



図 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」主体マップ

【高野山町石道】

高野山へ通じる道は7つあり、高野七口と呼ばれている。その中の一つが高野山町石道であり、慈尊院から高野山への表参道とされた。高野山町石道は、平安時代に空海が高野山への道しるべとして、一町（約109m）ごとに木製の卒塔婆を立てたのが始まりと言われており、後に、石の卒塔婆（五輪塔卒塔婆）として再建されたがゆえに町石道と呼ばれる。町石は高野山の大塔を起点に慈尊院まで180基あり、180番目の町石が慈尊院の南側に位置する。五輪塔卒塔婆は供養塔であり、仏教において宇宙を構成するとされる5つの要素（空・風・火・水・土）を表している。



図 町石

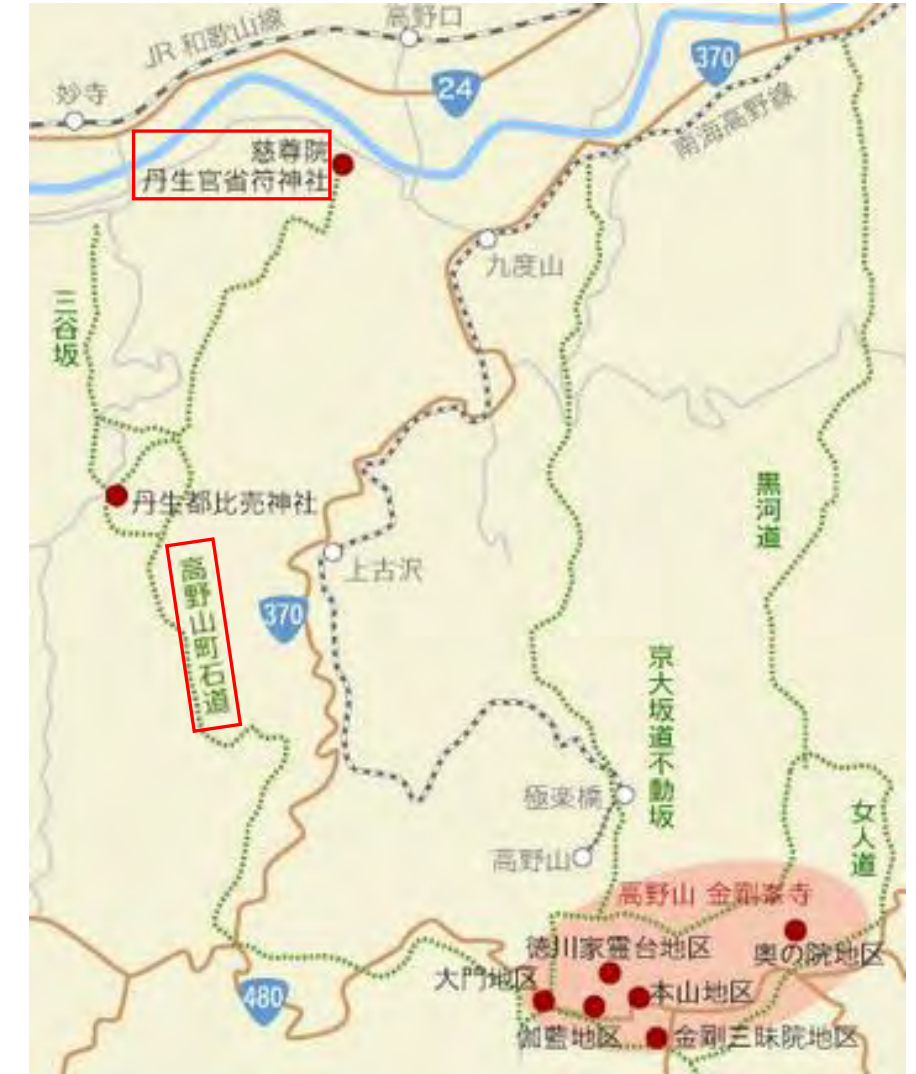


図 高野山町石道

【慈尊院】

慈尊院は、弘仁7年（816）に空海が高野山開創の際、高野山参詣の要所である九度山に、高野山の庶務を司る政所として建てられたのが始まりとされている。慈尊院は、高野山への宿所や冬期の避寒修行の場として利用されていた。空海が母を祀るために建てた慈尊院弥勒堂は国の重要文化財としても指定されている。



図 慈尊院

【丹生官省符神社】

丹生官省符神社は、空海が慈尊院を開いた際、その守り神として地元ゆかりのある神々（丹生都比売・高野御子）を祀ったのが始まりであるとされている。かつては多くの社殿が立ち並んでいたが、明治維新後の神仏判然令（神仏分離令）等により多くの建物が取り除かれた。現存する本殿三棟は国の重要文化財としても指定されている。



図 丹生官省符神社

4.2. コアゾーンとバッファゾーンについて

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は修験道の拠点である「吉野・大峰」、熊野信仰の中心地である「熊野三山」、真言密教の根本道場である「高野山」の三霊場および、それらを結ぶ「参詣道」から構成される。コアゾーン(登録資産)周辺の保護を目的にバッファゾーン(緩衝地帯)が設定されている。

(1) コアゾーン(登録資産)

世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況は表の通りである。

計画地周辺には、慈尊院、丹生官省符神社、高野山町石道がある。

(2) バッファゾーンの指定範囲

コアゾーンおよびバッファゾーンの位置や範囲については、九度山町の手描きによる図を元に「高野山 金剛峯寺境内基本平面図Ⅰ」が作成されている。

コアゾーン内の視点場から見える範囲全てを保全対象とし、バッファゾーンとして設定すべきだが、広範囲になってしまうことから、下記の①～③を踏まえた上で、バッファゾーンは原則としてコアゾーンより 50m の位置が範囲として指定されている。

- ① 谷筋などの地形を境界として利用している。
- ② 勝利寺のように世界遺産の構成資産ではないものの町や県指定の文化財であるものを含めている。
- ③ 小字の境界を利用している。

表 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況

構成資産		条約上の遺産種別					
		①記念工作物			②遺跡(文化的景観を含む)		
資産エリア	名称	国内法上の指定状況					
		国宝	重要文化財	(参考)所在範囲の土地指定状況	史跡	名勝	天然記念物
熊野三山	熊野本宮大社	—	・熊野本宮大社(第一殿・第二殿、第三殿、第四殿)	史跡	・熊野三山	—	—
	熊野速玉大社	—	—	史跡	・熊野三山	—	・熊野速玉神社のナギ
	熊野那智大社	—	・熊野那智大社(第一殿、第二殿、第三殿、第四殿、第五殿、第六殿、御泉彦社、鈴門及び瑞垣)	史跡	・熊野三山	—	—
	青岸渡寺	—	・那智山青岸渡寺本堂 ・那智山青岸渡寺宝篋印塔	史跡	・熊野三山	—	—
	那智大滝	—	—	名勝	—	・那智大滝	—
	那智原始林	—	—	天然記念物	—	—	・那智原始林
	補陀洛山寺	—	—	史跡	・熊野三山	—	—
高野山	丹生都比売神社	—	・丹生都比売神社本殿 ・丹生都比売神社楼門	史跡	・丹生都比売神社境内	—	—
	金剛峯寺	・金剛峯寺不動堂 ・金剛三昧院多宝塔	・金剛峯寺山下院本殿	史跡	・金剛峯寺境内	—	—
			・金剛峯寺奥院経蔵				
			・佐竹義重霊屋				
			・松平秀康及び同母霊屋				
			・上杉謙信霊屋				
			・金剛峯寺大門				
			・金剛三昧院経蔵				
			・金剛三昧院四所明神社本殿				
			・金剛三昧院客殿及び台所				
・金剛峯寺徳川家霊台(家康霊屋、秀忠霊屋)							
慈尊院	・慈尊院弥勒堂	史跡	・高野参詣道	—	—		
丹生官省符神社	・丹生官省符神社本殿	史跡	・高野参詣道	—	—		
参詣道	大峯奥駈道	—	—	史跡	・大峯奥駈道	—	—
	熊野参詣道	—	—	史跡	・熊野参詣道	—	—
	高野参詣道	—	—	史跡	・高野参詣道	—	—
■国内法上の指定文化財数		2件	18件	—	6件	1件	2件
■登録資産数		—	20件	—	—	9件	—

和歌山県「和歌山県保存管理計画」P21



5. 景観関係法令等について

5.1. 概要

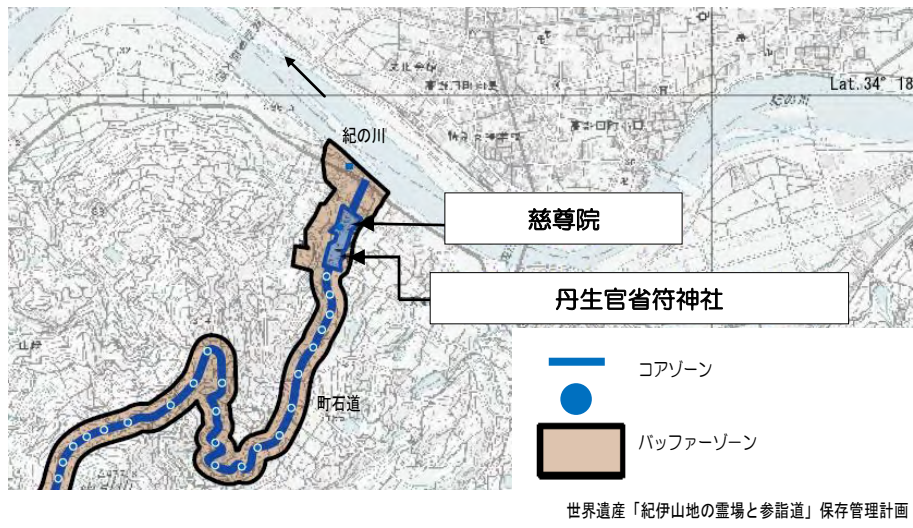
慈尊院地区の景観に関する関係法令は以下の通りである。このなかで、世界遺産に対する「保存管理計画」では、「和歌山県・当該市長が定める条例等の適切な運用に当たることとする。」とされている。和歌山県景観条例では、「高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン」が策定されている。

【関係法令等】

- 世界遺産
  - ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画
- 関係法令
  - ・景観法
  - ・文化財保護法
  - ・和歌山県景観条例
  - ・高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン
  - ・和歌山県公共事業景観形成指針
  - ・九度山町高野参詣道周辺景観保護条例

世界遺産の構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素  
和歌山県景観条例 特定景観形成地域「高野山町石道周辺特定景観形成地域」

バッファゾーン(緩衝帯)に設定されている



5.2. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を適切に保存・管理する上での奈良、三重両県と統一性を保った具体的な方針及び個々の史跡等についての詳細な保存・管理の計画を策定する上での適切な取扱い基準を明示するものとして、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊 3）』（以下、保存管理計画）が策定されている。

保存管理計画では、参詣道、霊場、自然的名勝地、動植物種・地質鉱物、歴史的建造物等から成る資産及び周辺環境の保存にあたり、以下の6点を基本方針として掲げている。

- ① 構成資産の諸要素の特定
- ② 構成資産の諸要素ごとの性質に応じた保存・管理の方法の明示
- ③ 現状変更等の取扱方針及び基準の明示
- ④ 周辺環境を構成する諸要素の特定とそれらの保存・管理の方法の明示
- ⑤ 整備活用の基本方針の明示
- ⑥ 保存管理と整備活用を適切に実施するための運営体制の整備に関する方針の明示

なお、保存管理計画では、関係省庁、和歌山県の関係部局、関係市町との連携の下、景観法および和歌山県・当該市町が定める条例等の適切な運用に当たることとする、とされている。

**世界遺産**  
**「紀伊山地の霊場と参詣道」**

**和歌山県保存管理計画**

**(分冊 3)**

**平成27年度**  
**和歌山県**

**第三章 保存・管理**

**1 基本方針**

参詣道は、深山幽谷の豊かな自然とそこに点在する信仰関連の遺跡とを結ぶ「信仰と修行の経路」として今なお生き続けている。町石等の石造物や王子跡・茶屋跡といった交通関連遺跡も沿道に良好な状態で保存されているのみならず、長期間にわたり使われてきた石畳や石段などの路面の遺構も極めて良好に保存されている。また、那智大滝・那智原始林・熊野速玉神社のナギは信仰の対象であり、霊場又は霊域の森厳さを醸し出す重要な要素となっている。

各霊場はいずれも火災や争乱、国家による宗教政策の変動に伴う危機を乗り越え、今日まで維持・伝達されてきたものである。そうした歴史的経緯から、個々の遺跡は現在に至るまでに多少の改変を受けてはいるが、往時の姿及び環境を今なおとどめ、多くの人々の信仰の対象地として根付いている。

これらの参詣道、霊場、自然的名勝地、動植物種・地質鉱物、歴史的建造物等から成る資産とそれらの周辺環境を将来にわたって確実に保存管理するため、以下の6点を基本方針とする。

- ① 構成資産の諸要素の特定
- ② 構成資産の諸要素ごとの性質に応じた保存・管理の方法の明示
- ③ 現状変更等の取扱方針及び基準の明示
- ④ 周辺環境を構成する諸要素の特定とそれらの保存・管理の方法の明示
- ⑤ 整備活用の基本方針の明示
- ⑥ 保存管理と整備活用を適切に実施するための運営体制の整備に関する方針の明示

5.3. 景観法

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められたものである。なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観行政団体の長にその旨を「通知」することとされている。

景観法 第16条

5 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 通知があった場合、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

【景観法の基本理念】

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

「景観法」第二条

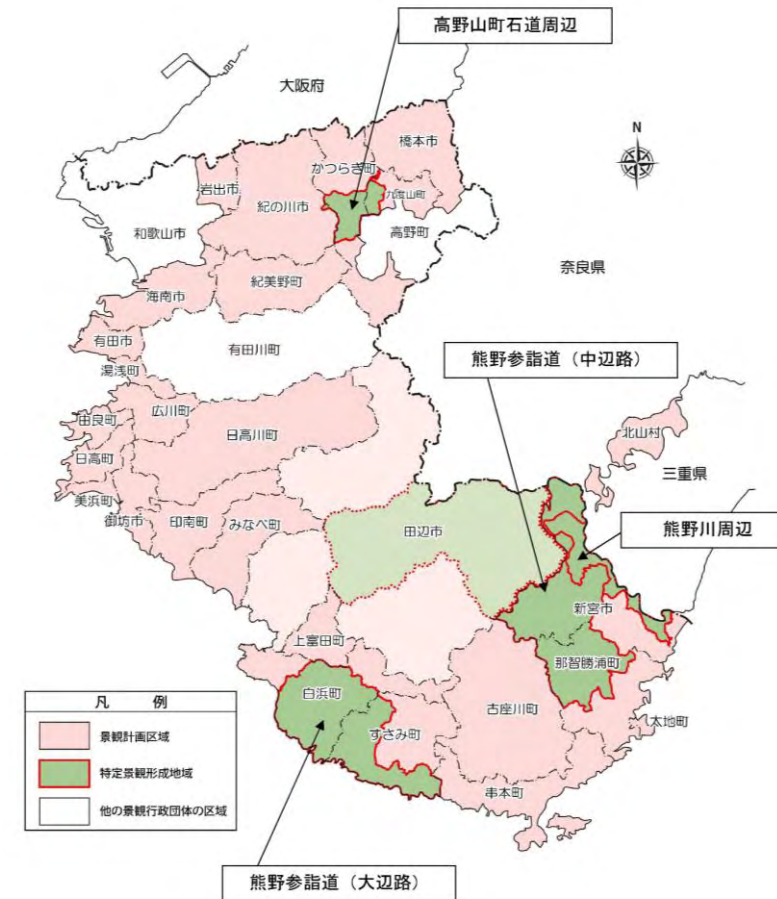
5.4. 和歌山県景観条例

景観法の規定のもと、和歌山県では「和歌山県景観条例」が平成20年3月24日に制定されている。同条例には、良好な景観形成のために、県や県民等が守るべき責務、景観形成の基本となる景観計画の策定および運用のための必要事項、届出対象となる行為、景観審議会の設置や運営などが規定されており、条例施行規則には、条例の施行に関し必要な事項が定められている。

和歌山県景観計画区域は、景観行政団体である和歌山市、田辺市、高野町、有田川町の区域を除く和歌山県全域であり、景観行政団体である市町村の区域では、各市町村が独自に建築物等の規制誘導を行うこととなる。九度山町については、景観行政団体には含まれないため、和歌山県が協議先(和歌山県 都市政策課)となる。

(1) 条例の概要

和歌山県景観条例においては、良好な景観の形成を図るため、景観計画が定められている。景観計画区域(景観行政団体を除く和歌山県全域)のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める地域は特定景観形成地域として設定されており、本計画地については、「高野山町石道周辺特定景観形成地域」が該当する。

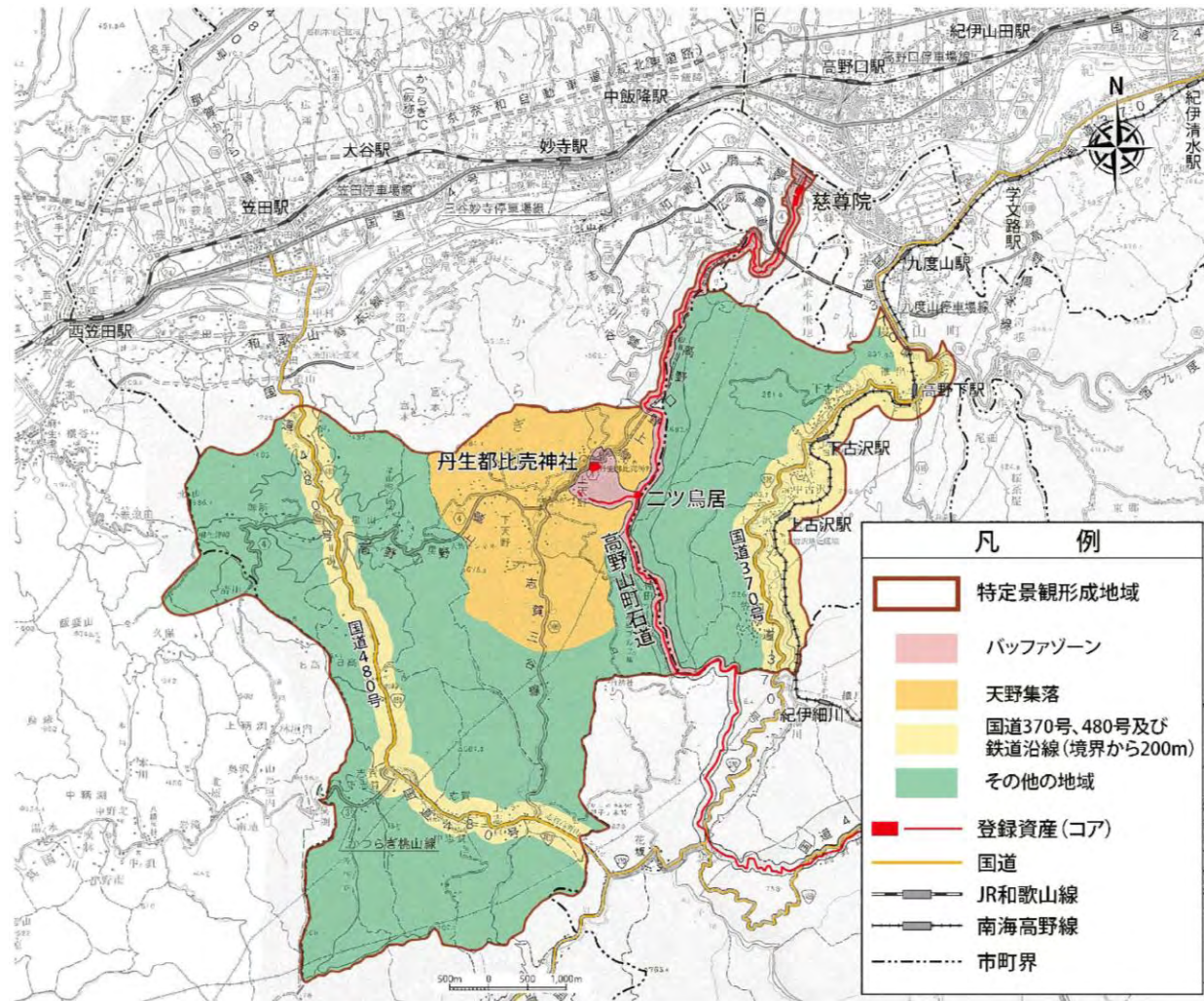


和歌山県「和歌山県景観計画（平成29年）」

図 景観計画区域

(2) 景観計画区域内の行為の規制等

同条例においては、景観上重要な地域について、既存の建築物において一部行為を行う場合は、また、景観上重要な地域において、一定規模以上の建築物については、景観法に基づく届出より以前に、事前協議を行う必要があるとされているが、第 13 条(届出対象から除外するその他の行為)において、公共的団体が行う行為は除外するものとされている。



和歌山県「和歌山県景観計画（平成 29 年）」

図 高野山町石道特定景観形成地域

(3) 高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン

高野山町石道周辺特定景観形成地域については、景観整備における考え方や規制事項等を分かり易くとりまとめた「高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン」が策定されている。

高野山町石道周辺特定景観形成地域

高野山町石道及びその周辺地域は、変化に富んだ地形と自然の中で、古くからの山岳信仰と仏教文化により育まれた精神文化や人々の暮らしとともに支えられてきた歴史や文化が色濃く息づく場所となっています。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の一つとなっています。また、この地域を通る国道や鉄道は、高野山へいざなう重要なアクセスルートとなっています。このため、高野山町石道からの可視領域、世界遺産を含む歴史と文化が息づく集落の区域、高野山へのアクセスルート周辺を基本とする区域を「高野山町石道周辺特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとします。

「高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン」 P2. より

ガイドラインでは、高野山町石道周辺における良好な景観の形成に関する方針として以下の4項目を掲げており、計画地においては、町石はないが「下乗石」が県道付近にあること、丹生官省符神社までの町石道から紀の川が眺望できることから、①及び②が関係することとなる。

- ①文化財的価値を持つ高野山町石道を保全する
- ②文化的景観としての価値を持つ高野山町石道からの眺望景観を保全する
- ③高野山へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る
- ④暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

1) 文化財的価値を持つ高野山町石道の保全

山道に残る町石、ニツ鳥居などの町石道の景観について保全するものであり、山道に残る町石などの遺跡、沿道の山林など、永きにわたって高野山への往来が積み重ねられた文化財的価値を持つ高野山町石道の景観を保全することを目的としている。

2) 文化的景観としての価値を持つ高野山町石道からの眺望景観の保全

高野山町石道から望む景観における保全を目的としたものであり、「高野山町石道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイライン」、「林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観」、「集落と背後の山林、農地が一体となった景観」を保全することを目的としている。

(4) 景観計画区域内の行為の規制等

なお、県道までは、「高野山町石道周辺特定景観形成地域」(世界遺産における「構成資産の諸要素」)であるが、県道より川側については、「バッファゾーン」として位置づけられており、「高野山町石道の沿道や丹生都比売神社、慈尊院周辺など高野山町石道と一体となった景観を極力保全する」ことを方針としており、行為については「生活上必要な行為に留める」とされている。

(1) 共通事項

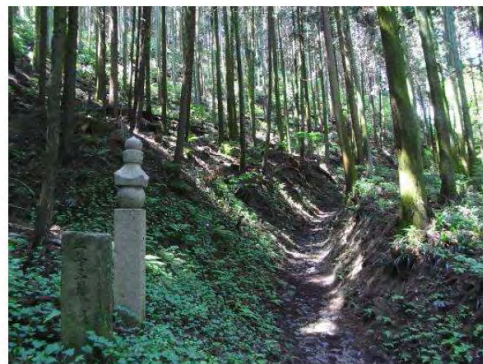
■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

○高野山町石道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること

〈基準のねらい〉

高野参詣町石道のバッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)は、コアゾーン(登録遺産)として指定されている高野山町石道の沿道や丹生都比売神社、慈尊院周辺など高野山町石道と一体となった空間を構成し、文化財的価値の高い貴重な景観を形成しています。

そのため、高野山町石道そのものとあわせてその周囲の一体となった景観を極力保全し、後世へと継承していく必要があります。



登録資産と一体となった景観

〈具体的な配慮の内容〉

・バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)では、現状の景観を保全するため、行為は生活上必要な行為に限るなど必要最小限にとどめます。

5.5. 和歌山県公共事業景観形成指針

和歌山県景観条例においては、前述のとおり公共的団体の行う行為については、届け出の対象外とされているが、公共事業における景観への対応として、「和歌山県公共事業景観形成指針」が定められている。同指針では、“海、河川”、“歴史、文化”に配慮すべき事項として、以下のように定めている。

①海、川

黒潮流れる青い海や美しい海岸線、熊野川をはじめとする清らかで美しい川や豊かな水は、本県の景観を特徴づける重要な要素である。海や川への眺望の確保や親水性の高い水辺環境の整備等の特色ある地域づくりを進め、それらを引き立たせるような景観形成を図る。

②歴史、文化

本県には、高野、熊野の宗教文化に根ざした建物やまちなみ、和歌山をはじめとする城下町、根来や粉河などの門前町、湯浅や黒江などの商人の町など、歴史文化の積み重ねにより地域固有の街並み景観が形成されている。これらは、県民にとってかけがえのない財産であり、これらの保全を図るとともに、地域それぞれの固有性及びその継承を踏まえ、調和のとれた景観形成を図る。

具体的には、以下の点に配慮して公共事業を実施する必要がある。

表 事業計画において配慮すべき事項

大別	項目	内容
共通事項	位置・規模	主要な視点場からの眺望景観への配慮、また近傍に良好な景観を構成するものがある場合は、その景観や雰囲気や阻害しないよう配慮し、自然やまちなみの連続性を遮断するような構造物の配置は避ける。
	形態・意匠	周辺景観に調和した形態・意匠とし、構造物が地域固有の歴史や文化にふさわしい形態・意匠とする。また、ランドマーク性のある構造物の場合は、地域にふさわしい優れた形態・意匠とする。
	色彩	周辺景観に調和し、地域にふさわしい色彩を基調とする。また、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和するような色彩とする。
	素材	地域固有の歴史や文化の特性やイメージと調和するような素材を用いるよう努めるとともに、維持管理が容易で経年的な劣化により景観の質が低下しないような耐久性を備えた素材を用いる。
	付属物	付属物にあつては、構造物本体と調和したものとする。
	緑化等	地域の自然条件や歴史文化に根づく既存の樹木および緑地は、積極的に保存保全または移植を行う。また、緑化、植栽に当たっては、地域の植生やイメージとの調和や連続性等を考慮し、周辺景観となじむものとする。
個別事項	河川・水路	河川・水路は古くから地域と深い関わりを持ち、歴史・文化・景観を構成する重要な要素である。河川・水路の整備に当たっては、治水、利水の機能の確保を図るとともに、水辺とのふれあいの場の確保など地域の人々や来訪者が水辺に親しめるような整備を行うこととする。その際、周囲の自然環境や歴史・文化等の沿川地域の景観特性を把握し、周辺環境との調和・融合を図るものとする。

■(参考)高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドラインにおける行為の制限の基準

高野山町石道周辺特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。(●は高野山町石道周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準)

対象行為	項目	行為の制限の基準			
		①バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)	②天野集落	③国道370号、480号及び鉄道沿線(境界から200m)	④その他の地域
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道(高野山町石道)等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道(高野山町石道)から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>●集落内の景観が世界遺産と一体となり文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野山の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>●鉄道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道(高野山町石道)から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>
建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>(周辺景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul> <p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> <li>(その他)</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(周辺景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道(高野山町石道)の眺望点から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>●高野参詣道(高野山町石道)の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</li> <li>・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> <li>(その他)</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(沿道・鉄道からの眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>●鉄道から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>(その他)</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道(高野山町石道)の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</li> <li>(その他)</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落内や集落の入口から見たときに、集落景観や背景となる山なみ景観と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>●高野参詣道(高野山町石道)の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道(高野山町石道)の眺望点及び国道、鉄道沿道から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>



対象行為	項目	行為の制限の基準									
		①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	②天野集落	③国道 370 号、480 号及び鉄道沿線（境界から 200m）	④その他の地域						
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4 以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>
	色相	彩度									
	0.1R～2.5Y	6 以下									
	上記以外	4 以下(無彩色含む)									
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li> <li>・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li> </ul>										
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>									
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。</li> <li>●地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。</li> <li>●行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみ景観と調和を図ること。</li> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点及び国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>						
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>									
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ、必要最小限にとどめること。</li> <li>●景観に著しい改変が生じないものとする。</li> <li>●跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみ景観との調和を図ること。</li> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点及び国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>						
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> </ul>									
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に著しい改変が生じないものとする。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみ景観との調和を図ること。</li> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点及び国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>						
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</li> </ul>									
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li> </ul>									
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ、必要最小限にとどめること。</li> </ul>									

5.6. 九度山町高野参詣道周辺景観保護条例及び施行規則

九度山町においては、郷土を町民一人ひとり親しみと愛着と誇りのあるものとするを目的として、九度山町における史跡高野参詣道（町石道、黒河道及び女人道）周辺の文化的景観の保護に対して「九度山町高野参詣道周辺景観保護条例」が定められている。

同条例では、第 2 条において、「関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。」とされていることが特徴的である。

(1) 行為の制限

同条例第 4 条において行為の制限が定められており町長の許可を受ける必要があるが、和歌山県景観条例と同様に第 6 条において、「国の機関又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う行為については、許可を受けることを要しない。」とされている。ただし、あらかじめ町長に対する協議が必要である。

【対象行為】

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
- ・ 立木竹を伐採すること。
- ・ 土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
- ・ 土地の形状を変更すること。
- ・ 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ・ 水面を埋立て、又は干拓すること。

(2) 九度山町高野参詣道周辺景観保護条例施行規則

「九度山町高野参詣道周辺景観保護条例施行規則」第 5 条において、該当行為を行う場合の基準が定められているが、学術上、公益上、機能上の観点からやむを得ないと認められるものについては、対象外となっている。

表 該当行為を行う場合の基準

項目	内容
建築物	建築物その他の工作物を新築し、改築し又は増築することにあつては、その高さが 13 メートル（改築又は増築前の建築物その他の工作物の高さが 13 メートルを超えるときはその高さ）を超えず、かつ水平投影面積が、1,000 平方メートル（その水平投影面積が、1,000 平方メートルを超える既存の建築物その他の工作物の改築又は増築にあつては、既存の建築物その他の工作物の水平投影面積）を超えないものであり、かつ、建築物その他の工作物の形態及び色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
色彩	建築物その他の工作物の色彩を変更することにあつては、 <b>変更後の色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。</b>
伐採	立木竹を伐採することにあつては、 <b>必要最小限の伐採</b> であること。
土石採取	土石を採取し、又は鉱物を掘採することにあつては、土石を採取し、又は鉱物を <b>掘採した後の状況が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。</b>
土地の形状変更	土地の形状を変更することにあつては、変更後の土地の形状が <b>周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。</b>
工作物	広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示することにあつては、掲出し、若しくは設置し又は工作物に表示するものの形状及び色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
水面	水面を埋め立て、又は干拓することにあつては、 <b>水面を埋め立て、又は干拓した後の状況が周辺の景観と著しく不調和を来さないよう配慮されたものであること。</b>

6. 地域の風土・文化、まちづくり計画について

(1) 計画地の土地利用

調査範囲を構成する土地利用は、48%を農地であり、そのほとんどが柿や梅、みかんなどの果樹である。施設にはソーラー施設や関西電力の鉄塔、九度山町の水道施設、消防施設、墓地がある。工場・店舗等には、ゴルフクラブ、飲食店、工場、家電等リサイクル用品の集積場がある。堤は紀の川に沿って存在しており、高野参詣大橋より下流側は道路（町道 118 号線）として利用されている。また、上流側・下流側共に調査範囲の端部に住居が密集している。

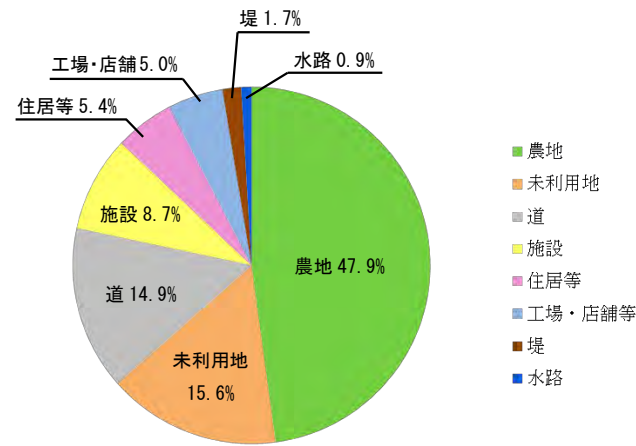


図 住宅地（上流側端部）

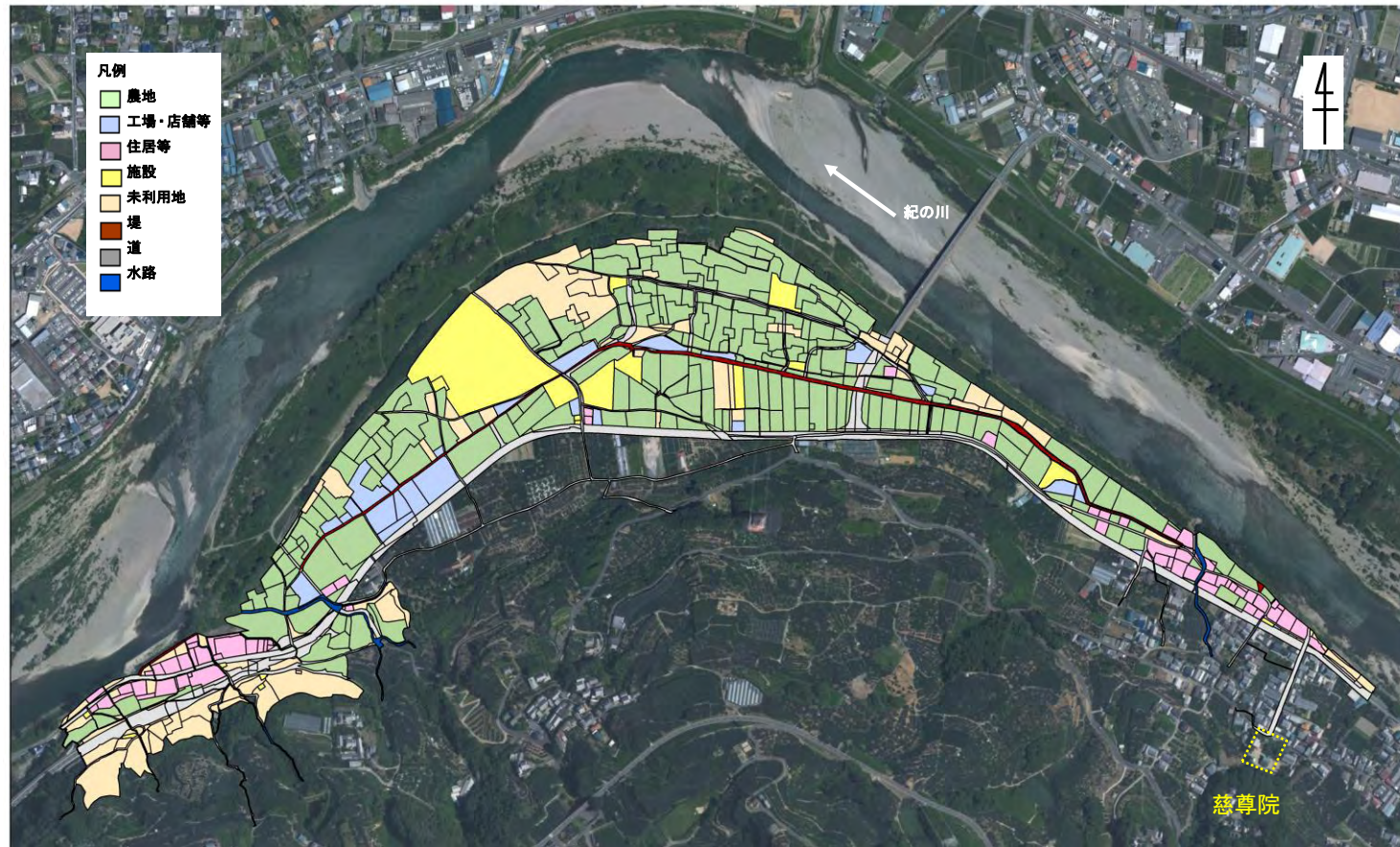


図 慈尊院地区の土地利用分布図

(2) 九度山町の産業

山林業や織物業、農業で栄えてきた九度山町は、現在、農業が主要産業であり、柿やもも等の果樹栽培が盛んである。表土が深く粘土質であること、冬場は比較的暖かい気候であることが柿の栽培に適しており、特に富有柿が有名である。富有柿は明治 43 年（1910）頃から栽培が始まり、その後昭和に入り、入郷・広良（ひろら）・東山地区を中心に栽培が盛んになった。また、農業就業者数の 7 割を 60 歳以上が占めており、農業就業者の高齢化及び後継者不足が問題となっている。



図 九度山町の柿

(3) 九度山町の長期計画

少子高齢化、人口減少の問題に直面している九度山町は、「知恵と対話」で守り創造する 自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山 ※を将来像として掲げ、豊かな自然、慈尊院をはじめとする多くの歴史遺産、そして日本一の品質を誇る富有柿などの地域資源を活かした町の活性化を目指している。また具体的な目標として、「若者世帯の定住施策や子育て支援などの少子化対策、観光を中心とした産業の振興、交通網や生活環境の整備を重点的に推進することにより抑制に努めることとし、平成 32 年度（2020 年度）の目標人口を 4,500 人と設定」することを掲げている。

なお、九度山町においては、土地利用の指定（用途地域等）は設定されていない。



図 九度山町の第 4 次長期総合計画

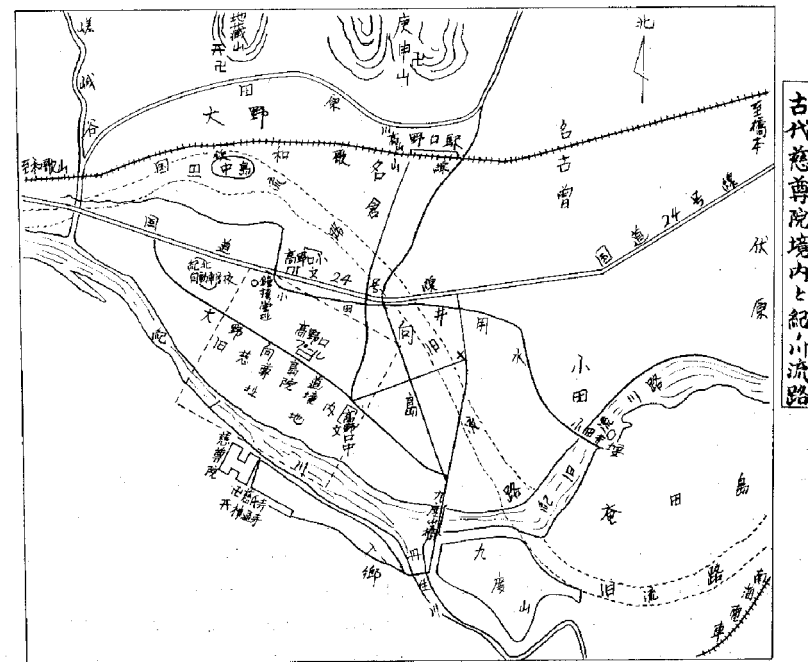
(4) 慈尊院と紀の川

現在の慈尊院は、天文9年(1540)の紀の川大洪水により流失し、再建されたものである。空海の母が祀られている慈尊院弥勒堂は、紀の川が氾濫するおそれがあるとの予言を受けて現在の場所に移築され唯一流失を逃れた。右図は江戸時代後期に描かれたものであり、再建後の慈尊院周辺の様子を表している。

旧慈尊院の位置については、山本(1982)\*の論考を元に現在の慈尊院と旧慈尊院の位置関係を示されている。空海が慈尊院を建てたのは現在の紀の川河川敷地であったと言い伝えられており、慈尊院交差点にある下乗石建立跡の石碑は、天文9年(1540)の紀の川大洪水で慈尊院が流出される前に南門があった位置を示している。この石碑より北側の六町四方(1辺が約654m)の土地に慈尊院伽藍があったと考えられている。それゆえ、現在の紀の川の中に旧伽藍の石灯笼などがあるとされ、時としてそれらが見えることがあると言われている。



図 現在の慈尊院と旧慈尊院の位置関係



山本「高野政所・慈尊院の歴史」P7



慈尊院 中橋家 阿舎(闇)梨(寺) 勝利寺 (高野山附近絵図の部分、江戸時代後期) 高野山持明院所蔵

九度山町「改訂 九度山町史 史料編別冊(一)」

図 慈尊院付近絵図



図 下乗石建立跡

(5) 官省符祭(毎年 10 月)

官省符とは、官省符という荘園のことをいい太政官と民部省から認可(永承四年=1049 平安)された荘園で橋本市、高野口町、かつらぎ町、九度山町の荘園とする村々の総社(総氏神)として栄えた。

官省符祭は、荘園最大の祭礼で、朝廷の太政官と民部省から官符を賜った日を記念して執り行われたのが祭の始まりとされている。

現在は、子供たちの健やかな成長を祈る祭りとして、舞の奉納・社中の踊り・大餅投げなどが行われる。祭りのクライマックスには、神輿が行列を成して紀の川へと練り歩き、紀の川の水辺(嵯峨浜御旅所)にて祭典が行われる。

「紀伊名所図絵」に神輿を担ぐ者数十人い石段を下ること空中を飛ぶが如し」と、当時の勇ましい情景を記しており、時代と共に祭りも変遷してきたが、その心は今も引き継がれている。



図 紀伊名所図絵

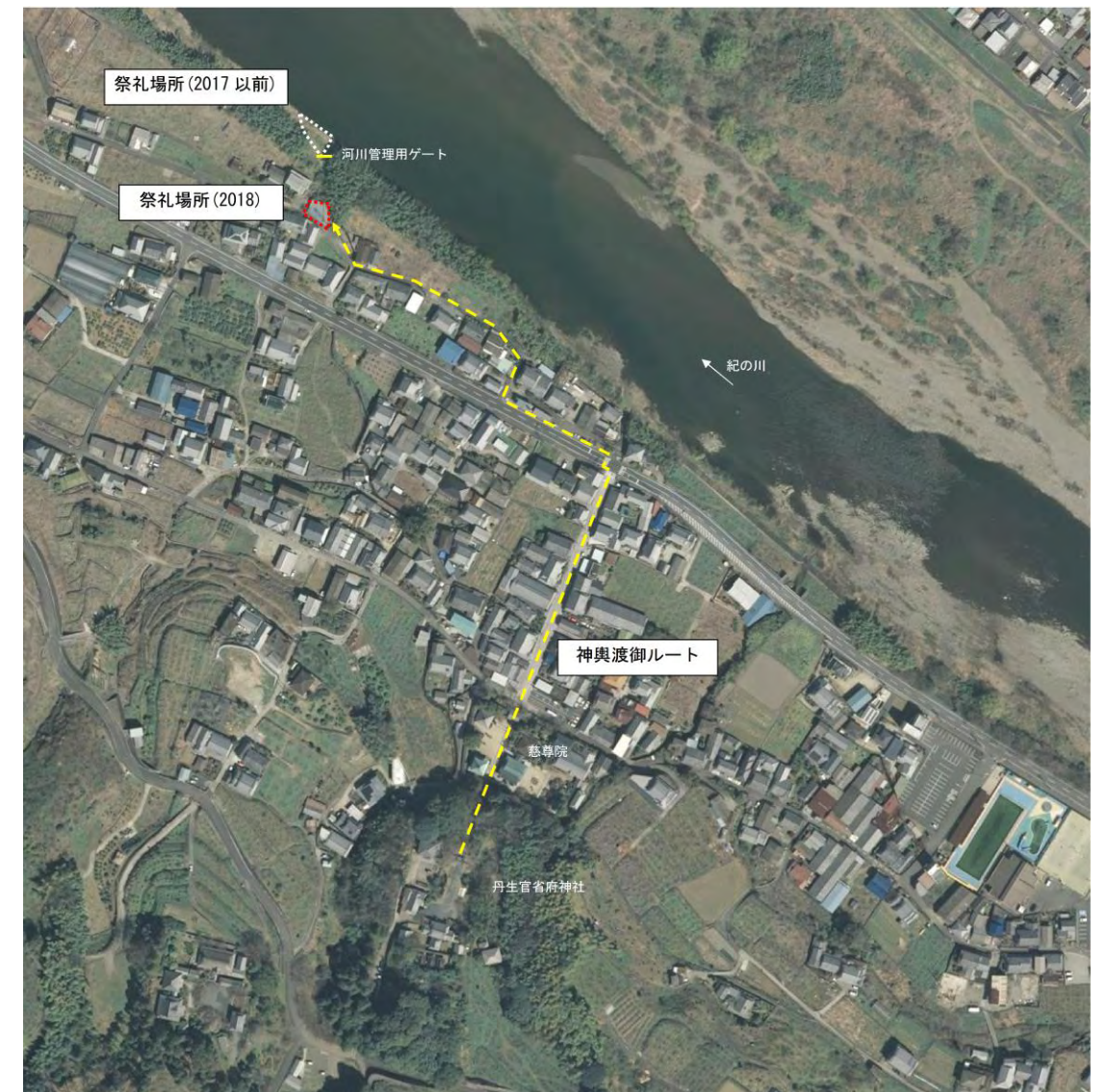


図 丹生官省符祭りのルート



7. 河川景観の形成と保全について

河川景観の形成と保全にあたっては、治水計画を満足した上で、河川の歴史やこれまでの周辺地域の営みのみならず、造形や色彩、音や匂いが与える心的現象の対する検討やこれらの景観を検討する上での仕組み作りと継続的な利用を促す景観保全を行う。

- 河川計画の骨格(治水計画、災害復旧への配慮、まちづくり計画等)
- 河川としての景観(自然の営み、人々の営み)
- 場のデザイン(歴史、風土にあった形状、色彩や素材、心的現象からみた河川景観)

【心的現象からみた景観とは】

人が対象を眺めるときに生じる心的現象。音や匂い等、その他の感覚によって対象や空間などを視覚で捉えること。

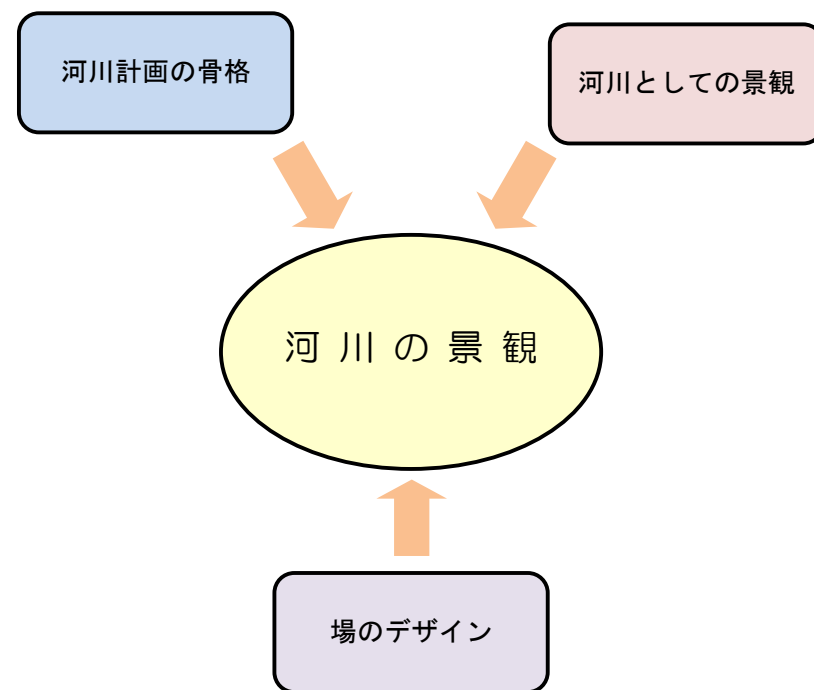


図 河川景観の形成と保全の要素

(1) 河川計画の骨格(治水計画、災害復旧への配慮、まちづくり計画等)

紀の川の河川整備計画に対する治水計画として、準二次元不等流計算、平面二次元流況解析、河床変動解析等の水理検討を実施し、河床低下など経年的な変化等の考慮した最適な河川の縦横断計画、並びに護岸配置計画等における予備設計が行われており、平成31年度において本景観検討と併せ護岸の選定等を含む詳細設計が行われる計画である。



図 高野参詣大橋下流からの鳥観パース

(2) 河川としての景観(自然の営み、人々の営み)

◆自然の営み

過去の紀の川は、河道が北側(高野口駅付近)と南側(現在の河道)に分かれおり、洪水によりはん濫が繰り返され、瀬と淵が連続する河道であったと推測される。現在は、南側の河道のみとなっているが、同様の傾向であるといえる。

慈尊院地区の現在の流況については、河道の湾曲部の内岸側に寄り州の形成が見られるが、世界遺産における「保存管理計画」、和歌山県景観条例の特定景観形成地域「高野山町石道周辺特定景観形成地域」のバッファゾーンに該当する上流側については、寄り州は見られない。

◆人々の営み

当該地は、慈尊院を通じた高野山への参詣道として、紀の川沿いには、船着き場があり、紀の川の横断、縦断の拠点とした人々の営みがあった。現在は紀の川の水辺を活用した人々の営みはないが、慈尊院と紀の川を結ぶ道路の水辺端には、船着き場跡がある。また、丹生官省符神社の祭事である官省符祭りにおいて、左岸 43.0k 付近の水辺の平地が嵯峨浜御旅所として利用されている。



慈尊院秘蔵写真  
図 慈尊院と紀の川を結ぶ通路(船着き場)の写真

(3) 場のデザイン(歴史、風土にあった形状、色彩や素材、心的現象からみた河川景観)

歴史的背景を踏まえた景観が求められる慈尊院地区では、「場のデザイン」が重要である。過去一体に広がっていた嵯峨浜には、高野山に石材を運ぶための石揚場があり、石材の行き来が多かったことから、町石を初め構造物には石材を多く用いられていたものと考えられる。

これらのことから、石材を用いた景観は、町石道の街道や川を通じた当時の人々の営みを連想させる風景となることに留意し、景観構造においては、護岸の色彩や素材、これらを与える心的現象を十分踏まえ、構造物に対する景観を検討する。

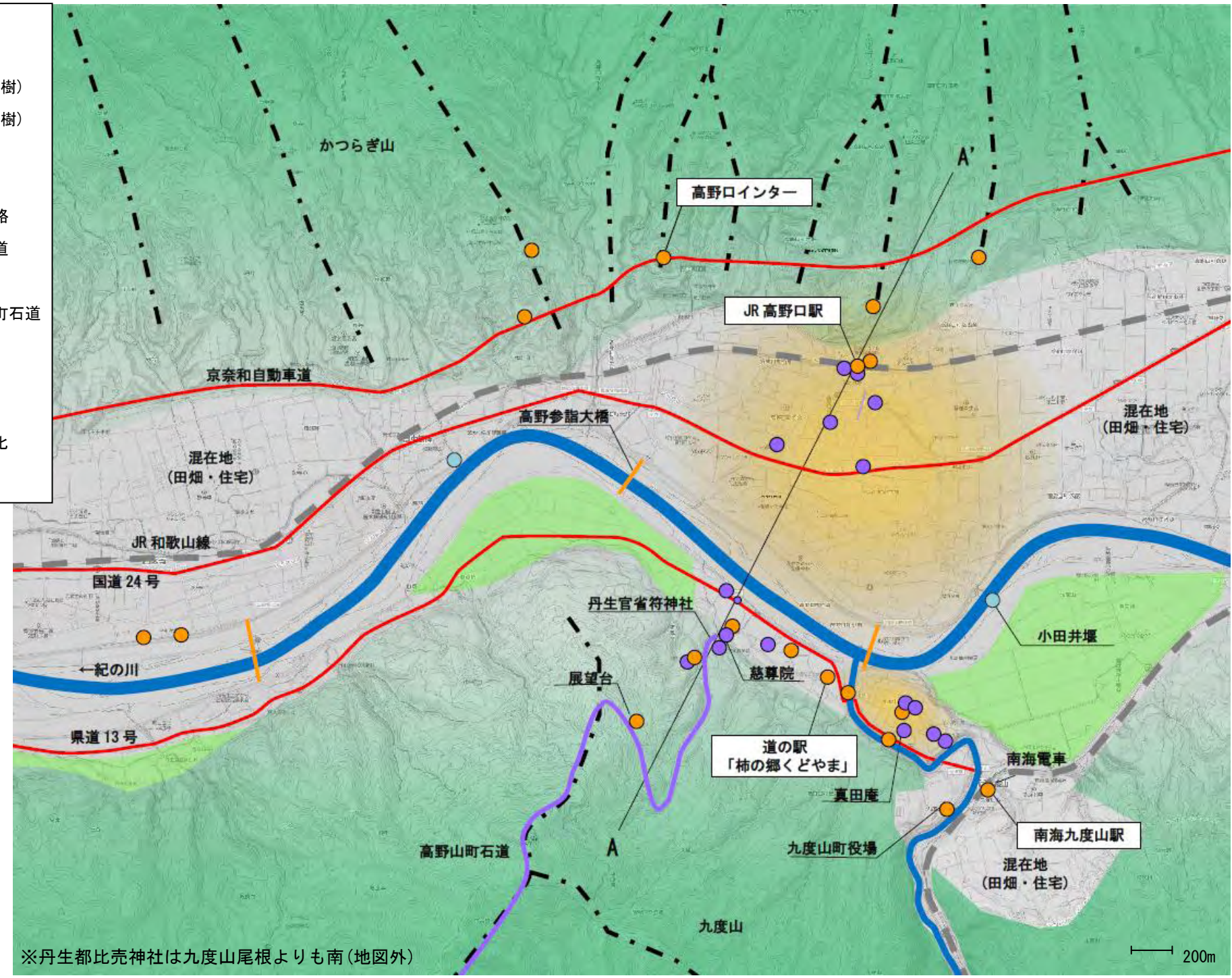
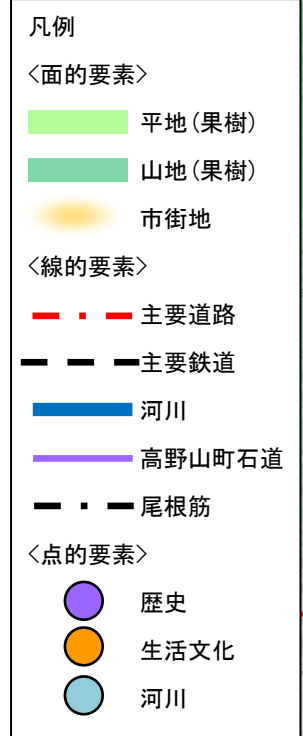
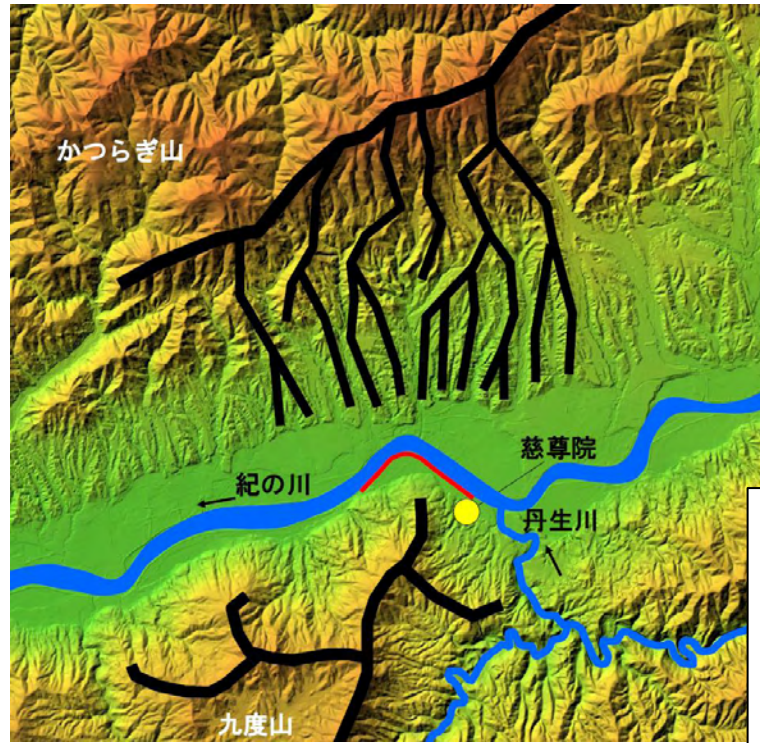


慈尊院秘蔵図  
図 石揚場の絵

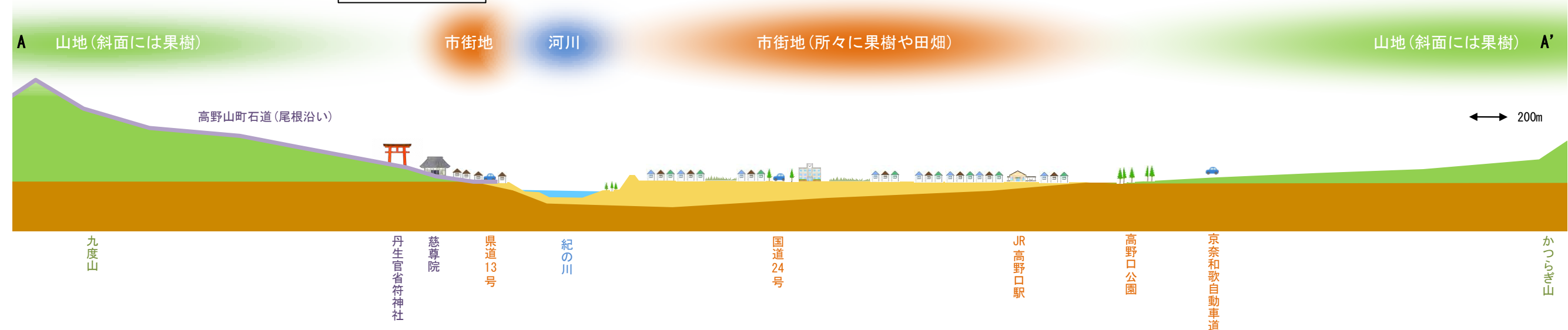
8. 慈尊院地区及び周辺の景観構造

■計画地の景観構造

- ・計画地は北にかつらぎ山、南に九度山があり南北を山に囲まれている。
- ・紀の川は東から西に流れ、川に沿って平地が形成されている。
- ・平地には、市街地および田畑、果樹園が広がっている。
- ・山地の多くでは斜面を活かした果樹栽培が行われている。
- ・史跡の多くは平野部の JR 高野口や九度山町の市街地、慈尊院付近に集中しているが、いずれも低い位置であることから、景観的な連続性はない。
- ・高野山町石道の入口である慈尊院周辺には、丹生官省符神社や嵯峨浜五輪塔卒塔婆、下乗石などの史跡が多く位置する。
- ・紀の川や平野に沿って、道路交通も東西に伸びている。



■A-A' 断面





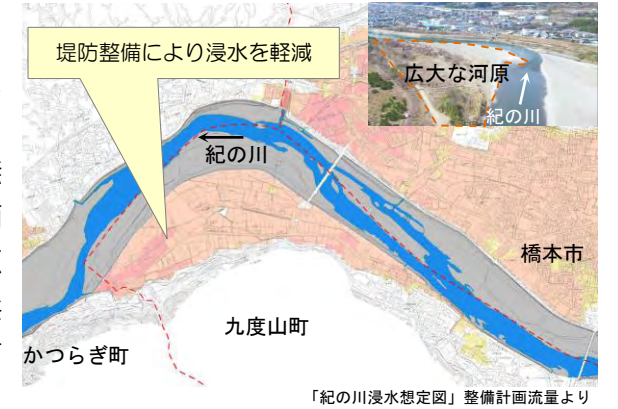
9. 慈尊院地区及び周辺の景観特性と地域特性

紀の川慈尊院地区の堤防整備における景観検討にあたり、留意すべき慈尊院地区及び周辺の景観特性と地域特性を「河川(治水)」、「歴史」、「生活・文化」、「自然生態系」に分類して整理した。なお、景観検討にあたっては、世界遺産「高野山町石道」周辺の景観が重点的な検討箇所となるが、整理にあたっては、広域的な視点を加え、以下に整理した。

<p><b>河川(治水)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心して暮らせる紀の川の整備</li> <li>河道湾曲部の広大な河原、自然豊かな河川らしい景観の保全</li> </ul>		
<p>【面的要素】 河原</p>	<p>【線的要素】 堤防 ※右岸堤防は整備済み 川らしい景観</p>	<p>【点的要素】 樋門</p>
<p><b>歴史</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のひとつ高野山参詣起点の地である、慈尊院や九度山を背景とした景観の保全と歴史の継承</li> <li>戦国時代の武将“真田幸村”にまつわる寺社などの歴史的建造物や史跡のある九度山町の市街地の景観</li> </ul>		
<p>【面的要素】 真田幸村ゆかりの九度山町市街地</p>	<p>【線的要素】 高野山町石道 高野参詣大橋</p>	<p>【点的要素】 慈尊院、丹生官省符神社 町石</p>
<p><b>生活・文化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史に根付いたまちづくり、紀の川にゆかりのある官省符祭り</li> <li>柿やももなどの果樹栽培を主とした九度山町の産業</li> <li>京奈和道路の完成による東西交通ネットワークの充実</li> </ul>		
<p>【面的要素】 真田幸村ゆかりの九度山町市街地 果樹園</p>	<p>【線的要素】 丹生官省符祭 京奈和自動車道</p>	<p>【点的要素】 道の駅「柿の郷くどやま」</p>
<p><b>自然生態系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鮎の生息地となる広大な湾曲部の河原、縦断的に連続する瀬や淵石や横断的な水際のエコトーンなど、連続性や多様性のある川の流れ</li> </ul>		
<p>【面的要素】 河原</p>	<p>【線的要素】 水際のエコトーン</p>	<p>【点的要素】 瀬、淵</p>

河川(治水)

紀の川については、紀の川水系河川整備計画において目標としている戦後最大洪水(S39.4)に対して安全に流下させることを目標に整備を進めている。慈尊院地区については、現在無堤防であり、堤防を整備することで流下能力を向上させる計画である。計画地の流況は、河道が湾曲しているため広大な河原が形成されており、現状の川らしい景観を極力保持しつつ、洪水に対して安全で安心して暮らすことができる堤防を整備する。



安全で安心して暮らせる堤防と川らしい景観

歴史

慈尊院付近については、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のひとつである高野山町石道の入口として、慈尊院や丹生官省符神社が建てられており、寺社や九度山を背景とした景観の保全が必要である。また、九度山町の市街地においては、戦国時代の武将“真田幸村”にまつわる歴史的資産が多く点在しており、歴史的資産の保全と資産を活用したまちづくりが行われている。堤防整備にあたっては、これらの背景を踏まえ、高野山参詣起点の地として、歴史を育む景観を整備する。



高野山参詣起点の地として、歴史を育む景観

生活・文化

慈尊院付近については、高野山町石道や紀の川にゆかりのある地域の歴史に根付いたお祭りが行われている。また、近年、戦国武将“真田幸村”の歴史的資源が点在する九度山町の市街地や世界遺産である“慈尊院”などへアクセスできる広域交通ネットワークも整備され、観光資源や九度山の特産(柿やみかん)を活用したまちの活性化の取り組みが行われている。これらを踏まえ、現状の地域の取り組みや交通ネットワークに留意した計画とする。



地域の歴史に根付いた文化をつなぐ堤防づくり

自然生態系

現状の生態系に影響を与えないように、慈尊院地区の特徴である河道湾曲部の広大な河原、現状の縦断的に連続する瀬や淵石や横断的な水際のエコトーンなど、連続性や多様性のある川の流れを極力改変しない計画とする。

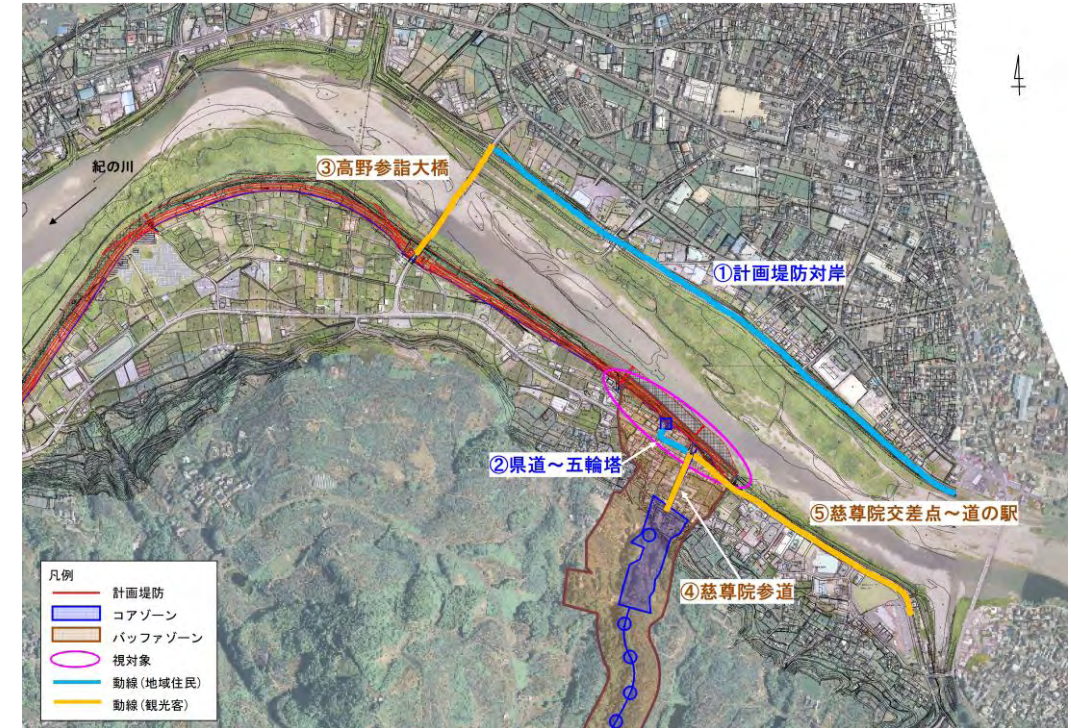


川の流れを変えない自然豊かな景観

10. 景観検討における視点場(案)

10.1. 視対象の設定

視対象は、バッファゾーン内の計画堤防およびその周辺とし、視対象を視認できる範囲を現状の景観の整理対象範囲とした。



10.2. 視点場の設定における基本条件

(1) 人の動線の検討

ビューポイント(視点場)の設定にあたっては、現況における人の動線に着目して設定した。

1) 対象利用者と利用方法

計画堤防周辺において想定される利用者とその利用方法を以下にまとめた。

表 対象利用者と想定する利用方法

対象利用者	利用方法
地域住民	生活のための移動、散歩、運動
観光客	観光

2) 動線

対象利用者に応じた動線の選定を行った。各対象利用者に対する想定される動線は以下の通りである。なお、動線は主とする対象利用者に応じて色分けを行った。

表 対象利用者に対して想定される動線

主な対象利用者	動線	内容
地域住民	①計画堤防対岸	計画堤防対岸
	②県道～五輪等卒塔婆	県道～五輪等卒塔婆
観光客	③高野参詣大橋	高野参詣大橋
	④慈尊院参道	慈尊院交差点～慈尊院
	⑤慈尊院交差点～道の駅	県道(慈尊院交差点～道の駅)

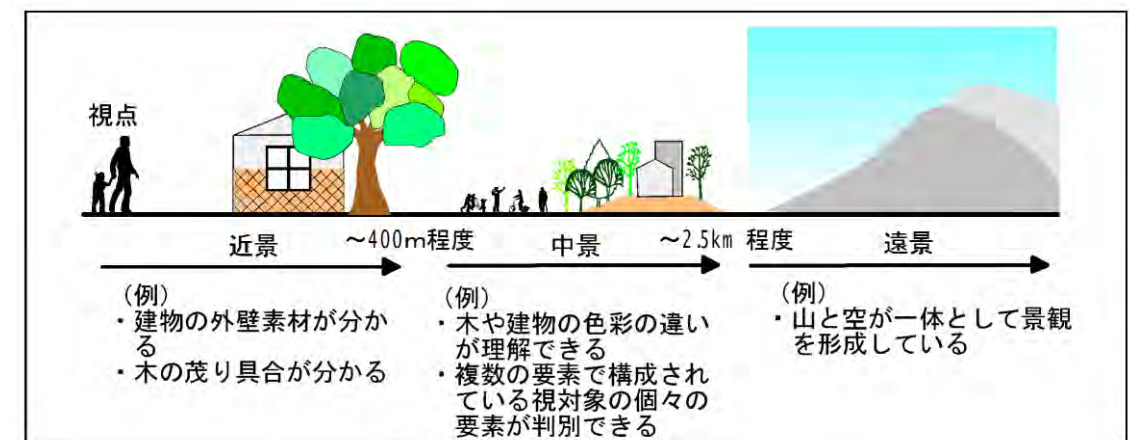
(2) 視距離の設定

視点場の位置および視線方向の決定に伴い、視点場から視対象までの距離(視距離)が定まる。視距離は近景、中景、遠景の3つに区分され、その距離に応じて景観を検討する上での着目点が異なる。

表 視距離

	近景	中景	遠景
定性的分類	一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味を持つ領域。	一本一本の樹木のアウトラインすなわち樹冠は看取できるけれども、近景で見られた一本一本の樹木のディテールは、もはやとらえることのできない領域。	一本一本の樹木のアウトラインは、もはやとらえることのできない領域。
景観におけるイメージ	パーツ	主景	背景
着目点	視対象の意匠や素材、肌理(表面の仕上げ)	視対象の色彩(色、明度、彩度) 視対象の配置	

樋口忠彦(1993)「景観の構造」P20～23



青森県(2013)「景観づくりの手引き」第2章-1、P10

図 視距離イメージ図

10.3. 視点場の設定

検討した動線上において、視対象を視認できる地点をビューポイント(視点場)として選定した。

番号	視点場	場所説明
①	慈尊院	慈尊院前
②	五輪塔卒塔婆	紀の川近くの五輪塔卒塔婆
③	慈尊院交差点	慈尊院交差点
④	県道	県道上バッファゾーン境界付近
⑤	高野参詣大橋	高野参詣大橋東屋(対岸側)
⑥	対岸	バッファゾーン対岸

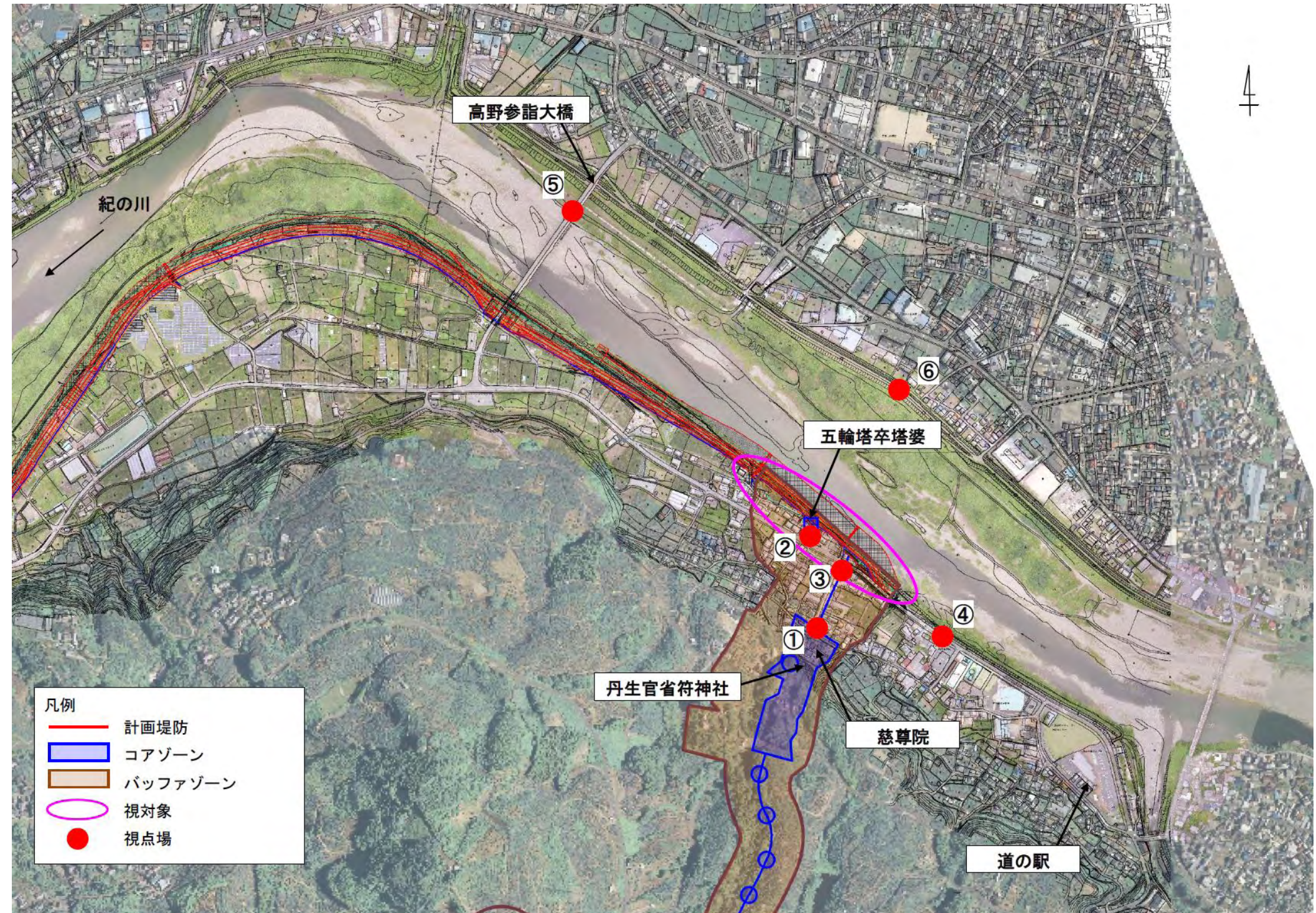





図 視点場

表 各視点場における視距離および景観検討における着目点 (1/3)

視点場	現況の景観	視距離	景観検討における着目点
<p>① 慈尊院門</p>		<p>中景</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアゾーン内の慈尊院からの景観であり、観光客など人の往来が多く、景観に対する重要性の高い場所である。</li> <li>・慈尊院参道の先に見える河畔林は、築堤後にはなくなり計画堤防が直接見える状態となる。計画堤防と現況景観との境界の緩和を目的とした堤体周辺の整備検討が必要となる。(堤体周辺の植栽整備など)</li> </ul>
<p>② 嵯峨浜 五輪塔卒塔婆</p>		<p>近景</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアゾーン(嵯峨浜五輪塔卒塔婆)を眺める視点場であるが、観光客の往来は少なく、地域住民の往来のみである。</li> <li>・住宅付近に築堤されることから、現況の景観になじむ景観検討が必要となる。</li> </ul>
<p>③ 慈尊院交差点</p>		<p>近景</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアゾーン内の視点場である慈尊院交差点は地域住民や観光客など往来する多くの人々の目に触れる場であることや堤防整備によりこれまで見えていた紀の川が望めなくなることから、変化をいかに緩和するかに着目した景観検討が必要となる。(堤体周辺の植栽整備など)</li> </ul>
<p>④ 県道 (計画堤防 上流端)</p>		<p>近景</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道沿いであり人々の往来の多い場所であり、かつバッファゾーンの境界付近である。</li> <li>・計画堤防天端への入口となる場所であることから、堤体法面の素材や意匠が周辺の景観と調和するような景観検討が必要である。</li> </ul>

表 各視点場における視距離および景観検討における着目点 (2/3)

視点場	現況の景観	視距離	景観検討における着目点
<p>⑥ 高野参詣大橋 (右岸側東屋)</p>		<p>遠景</p>	<p>・周囲の景観を眺められるが、コアゾーン(慈尊院)およびバッファゾーンはほとんど望めない。 ・視点場⑥からのコアゾーンおよびバッファゾーンに対する景観検討の重要度は低いと考えられる。</p>  <p>橋右岸側東屋</p>
<p>⑧ 対岸 (慈尊院正面)</p>		<p>中景</p>	<p>・バッファゾーンの正面にあたるこの視点場からはコアゾーン(慈尊院)はほとんど望めないものの、対岸にある視点場のうちバッファゾーンへの距離が最も近い。 ・コアゾーンである慈尊院の正面であることから、景観検討の重要度が高いと考えられ、築堤後河畔林がなくなることから、計画堤防と周辺景観との調和が重要である。また、計画地より上流側の既設堤防との調和についても考慮した景観検討が必要であると考えられる。</p>

11. 事業スケジュール

現時点における事業スケジュールは、下表の通りである。

表 事業スケジュール

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年以降
設 計	予備設計	詳細設計		
景観検討委員会	準備	委員会設立 景観検討委員会開催 景観整備方針の策定 (秋頃を予定)		
埋蔵文化財調査		確認調査	本調査(遺跡が出土した場合)	
用 地 買 収				用地買収
堤 防 工 事				工事